

＜目 次＞

＜資料5の（1）関係＞

- ①選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成12年3月21日 本会議)・・・1頁
- ②提出された条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2頁
- ③討論(平成12年3月21日 本会議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁

＜資料5の（3）関係＞

- ④選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成18年2月20日 本会議)・・・4頁
- ⑤提出された条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6頁

＜資料5の（6）関係＞

- ⑥「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）」に対する
意見募集の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・8頁
- ⑦選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成26年5月16日 本会議)・・・9頁
- ⑧提出された条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12頁
- ⑨討論(平成26年5月16日 本会議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・13頁

＜資料5の（8）関係＞

- ⑩選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成29年5月18日 本会議)・・・20頁
- ⑪「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対する意見募集
及びeモニターの結果概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・21頁
- ⑫選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成30年2月19日 本会議)・・・22頁
- ⑬討論(平成30年2月19日 本会議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・23頁

＜資料5の（9）関係＞

- ⑭提出された条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25頁
- ⑮提案説明(平成30年3月5日 本会議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・26頁
- ⑯総務地域連携常任委員会 委員長報告(平成30年3月22日 本会議)・・・27頁
- ⑰討論(平成30年3月22日 本会議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・29頁

＜資料5の（10）関係＞

- ⑱提出された条例案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41頁
- ⑲提案説明(平成30年7月24日 本会議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・42頁
- ⑳議案質疑(平成30年7月24日 本会議)・・・・・・・・・・・・・・・・・・45頁

⑳総務地域連携常任委員会 委員長報告(平成30年9月14日 本会議)	・53 頁
㉑討論(平成30年9月14日 本会議)	・54 頁
(⑥関係)「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し(中間案)」に 対する意見募集の結果について	・62 頁
(⑪関係)「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対する意見 募集 結果概要	・64 頁

① 選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成12年3月21日 本会議)

○岩名秀樹議員

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、平成9年度の選挙区調査特別委員会における県議会議員選挙後直ちに委員会を設置して検討に着手するという合意を受け、昨年5月の臨時会で設置され、以来7回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他府県の状況等について当局から説明を求めるとともに、県議会議員の選挙区及び定数について総合的に調査検討を行ってまいりましたが、去る3月8日の委員会をもってその調査を終了いたしましたので、御報告いたします。

まず、本県議会議員の地方自治法第90条第1項に基づく法定定数は、平成7年の国勢調査人口で算定すると58人となりますが、現行の議員定数は、条例で3人を減じて55人です。議員の選挙区及び定数については、何人の定数削減を行うのか、また、人口比例の原則によるのか、それとも、地域間の均衡をも考慮するのか、さらには、選挙区の見直しを行うのかといった多くの課題の審議を行いました。

まず、議員定数につきましては、時代の変革の中で、全国の市町村議会や道府県議会、さらには国会等におきましても定数の削減が行われている状況であります。情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中、三重県議会におきましては、みずから率先して議員の定数削減に取り組み、その姿勢を示すべきであるとの判断のもとに、議員定数を現行の55人を4人減の51人とし、次の一般選挙から適用するとの結論に達しました。

また、選挙区の見直しにつきましては、地方分権が進む中、近い将来において市町村合併の推進が予想されるため、今回の定数削減に当たっては、合区等の選挙区の変更は行わず、選挙区は現行のとおりといたしました。

各選挙区において選挙すべき議員の数については、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部においては、市議会機能等の充実により、住民の意見等がより迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあること、また、構成市町村数が複数あるいは面積が広大な選挙区においては、多様な住民の意見等を県、国の施策に反映させることが難しいという特殊性等を考慮いたしまして、人口の多い市から成る選挙区を中心に削減するものといたしました。

また、議員定数の配分に当たっては、地方自治法に規定された人口比例の原則及び従来からの地方議会議員選挙定数訴訟判決から判断をし、現在の1票の最大格差2.07倍を超えないこととし、津市選挙区の5人を4人に、四日市市選挙区の8人を7人に、松阪市・飯南郡選挙区の4人を3人に、鈴鹿市選挙区の5人を4人に改めることといたしました。

なお、今後、市町村合併が進んだ場合には、その時点におきまして状況を十分勘案し、また、国勢調査の結果等を踏まえ、さらに県議会議員定数の削減を行うことを附帯事項として決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

② 提出された条例案

三重県議会議員の定数に関する条例及び三重県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

(三重県議会議員の定数に関する条例の一部改正)

第1条 三重県議会議員の定数に関する条例(昭和57年三重県条例第26号)の一部を次のように改正する。

本則中「第90条第3項」を「第90条第1項」に、「55人」を「51人」に改める。

(三重県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)

第2条 三重県議会議員の選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和33年三重県条例第50号)の一部を次のように改正する。

題名中「および」を「及び」に改める。

本則中「津市 5人」を「津市 4人」に、「四日市市 8人」を「四日市市 7人」に、「松阪市飯南郡 4人」を「松阪市飯南郡 3人」に、「鈴鹿市 5人」を「鈴鹿市 4人」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「第90条第3項」を「第90条第1項」に改める部分に限る。)は、平成15年1月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正を除く。)による改正後の三重県議会議員の定数に関する条例の規定及び改正後の三重県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、次に告示される一般選挙から適用する。

提案理由

近年の厳しい社会経済情勢のもと、地方行財政改革が強く求められている中、議会も自らの判断と努力により議員定数の更なる削減を行い、その姿勢を示すとともに、地方自治法の改正等により規定の整備を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

③ 討論（平成 12 年 3 月 21 日 本会議）

【原案（議員定数を 55 人から 51 人に改めること等）に反対する立場からの討論】

○真弓俊郎議員

おはようございます。議提議案第 3 号三重県議会議員の定数に関する条例及び三重県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に対し反対の意見を述べ、討論に参加したいと思います。

この議会に来てまず驚かされましたのは、既に議員定数の削減が決定済みのごとき、そんな話が行き交い、いきなり委員長案が出されたことです。私のような 1 年生議員にとっては全く寝耳に水の話。新しき酒は新しき革袋に入れられるべきではないでしょうか。事実、この議会の中の何人かの議員の方も、地方分権の時代だからこそ減らすべきではないという意思を表明されてもいます。さらに、この議案の提出者ですら、議会機能の見直しや充実こそが一番大切だと思ってみえます。もっと十分な討議こそが必要ではないでしょうか。

さらに、この三重県議会、地方自治法における法定定数は 58 議席、それが、現状は 55 議席。既に 3 議席削減もされています。議員が減ると県政に民意が反映されにくくなる。このことには、ほとんどの議員の意見は一致しています。地方政治と地域住民との結びつきを断ち切ることにつながり、住民の自治権を著しく侵害するという重大な民主主義の問題です。また、議会の活動を保障する議会内各委員会の機能の低下などの問題を引き起こすおそれもあります。

まず論議されなければならないのは、1 票の格差の問題ではないでしょうか。三重の議員 1 人当たりの人口が最も少ないのは熊野市選挙区の 2 万 2257 人、最も多い亀山市・鈴鹿郡区の 4 万 6128 人のその格差 2.07 倍です。この格差はほうっておいて定数減がなされたならば、松阪市・飯南郡区は 4 万 4964 人になります。その格差 2.02 倍。裁判官による判例でも、2 倍を超えればその格差は違憲につながるというふうな判例も出ています。三重での格差が、さらに今よりもいびつなものになってしまうのではないのでしょうか。

定員削減を進める口実にされているもう一つの理由が、経費の削減や財政危機です。しかし、そうであればこそ、長良川河口堰に代表されるようなゼネコン浪費型の公共事業にこそメスを入れるべきではありませんか。また、議会経費を圧縮する、そういう話ならば、議員の海外視察を取りやめる、議員報酬の引き下げなど、このようなことを議論すべきではないのでしょうか。

採決は参政権の問題にもかかわることです。多様な意見が酌み取れず、少数会派も締め出されかねません。そんな問題も含んでいます。民主主義とはどういうことなのか、民主主義を三重県で実現するにはどうすればいいのか。その問題に大きく逆行するのが今回の削減の話ではないかと考えています。

議員個々の意思を確認するためにも、この採決はぜひとも無記名投票にさせていただきたい。このことを強く要求しまして、私の反対討論を終わります。以上です。

④ 選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成 18 年 2 月 20 日 本会議)

○中村進一議員

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、平成 17 年第 1 回定例会で設置され、以来 13 回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他都道府県の状況等について当局からの説明を求めるとともに、県議会議員の定数、選挙区等について総合的に調査検討を行ってまいりましたが、平成 17 年 12 月 22 日の委員会をもってその調査を終了いたしましたので、御報告いたします。

三重県議会議員の定数、選挙区等を検討するに当たっては、一つ目に、平成 12 年国勢調査を基本としつつ、平成 17 年国勢調査の速報値を参考にするものとする、二つ目に、県内各選挙区間における 1 票の格差を考慮するものとする、三つ目に、前回の条例改正時に定数削減を実施した伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部の選挙区については、当時の意思を尊重し、定数を据え置くものとする、以上三つの方針のもとに県内各選挙区について個別に検討することといたしました。

次に、上記の方針のもとに各選挙区について個別に検討を行った結果、まず、尾鷲市及び北牟婁郡並びに熊野市及び南牟婁郡については、1 票の格差を考慮してそれぞれ合区の上定数を減員すべきとの意見もありましたが、これらの区域はその面積が広大であり、かつ地域の活性化に向けて重点的な取組が行われていることから、多様な住民の意見を県及び国の施策に反映させることが特に重要であることを考慮し、これらの地域の定数については減じないものとし、合区するにとどめるものとする、といたしました。

二つ目に、津市に係る選挙区については、激変緩和のために衆議院議員の選挙区の区割りに従い分区すべきとの意見もありましたが、新市の一体性及び県民の一般的な感情に照らし合わせれば、選挙区を区割りすることに合理的な必要性を見出すことが困難であることから、分区しないものとする、といたしました。

三つ目に、員弁郡に係る選挙区については、同郡に係る合併の方向性が確定するまでは同郡を一つの選挙区とするべきとの意見もありましたが、いなべ市に係る区域と合わせて長年一つの選挙区であった歴史的な経緯を考慮し、いなべ市と員弁郡とを合区するものとする、といたしました。

四つ目に、桑名郡に係る選挙区については、合併に伴い同郡の人口が議員 1 人当たりの人口の半数に達しなくなったことから、隣接する桑名市と合わせて強制合区とすることといたしました。

五つ目に、三重県議会議員の定数削減率は全国で 7 番目であり、他都道府県と比較しても上位にあることから、総定数については据え置くもの、といたしました。

以上の検討の結果、お手元に配付いたしました別紙のとおり、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改定すべきとの意見に達しましたことを報告いたします。

なお、今回の検討においては、県内各選挙区間における 1 票の格差と地域間の均衡とを考慮の上結果を導き出しましたが、次回以降の検討においても、引き続き公職選挙法

に定められた原則である 1 票の格差の是正に努められることを期待するものであります。

以上、御報告申し上げます。(別紙省略)

⑤ 提出された条例案

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例案

三重県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十三年三重県条例第五十号）の全部を改正する。

（定数）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、五十一人とする。

（選挙区及び各選挙区の議員の数）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。

選挙区		選挙すべき議員の数
名称	区域	
津市選挙区	津市	7人
四日市市選挙区	四日市市	7人
伊勢市選挙区	伊勢市	4人
松阪市選挙区	松阪市	4人
桑名市・桑名郡選挙区	桑名市 桑名郡	4人
鈴鹿市選挙区	鈴鹿市	4人
名張市選挙区	名張市	2人
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	2人
亀山市選挙区	亀山市	1人
鳥羽市選挙区	鳥羽市	1人
熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市 南牟婁郡	2人
いなべ市・員弁郡選挙区	いなべ市 員弁郡	2人
志摩市選挙区	志摩市	2人
伊賀市選挙区	伊賀市	3人
三重郡選挙区	三重郡	2人
多気郡選挙区	多気郡	2人
度会郡選挙区	度会郡	2人

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
一～九 （略）

提案理由

市町村合併の進展に伴い、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改定し、あわせて、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

⑥ 「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）」に対する意見募集の結果について

- ・平成 25 年 1 月に設置された選挙区調査特別委員会において取りまとめた「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）」について、意見募集を実施
- ・意見募集の結果については、62 頁から 63 頁を参照

⑦ 選挙区調査特別委員会 委員長報告（平成 26 年 5 月 16 日 本会議）

○館直人議員

改めまして、おはようございます。

議長のほうからお許しをいただきましたので、選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会は、平成 25 年 1 月 17 日に設置されて以来、22 回にわたり委員会を開催し、この間、法令、他府県の状況等について当局からの説明を求め、調査を行うとともに、本年 1 月 14 日から 2 月 13 日までの 1 カ月間、三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し（中間案）についてのパブリックコメントを実施し、広く県民の皆さんから意見を聴取するなど、三重県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に調査検討を重ねてまいりました。

去る 5 月 9 日開催の当委員会におきまして最終案を取りまとめ、調査を終了いたしましたので、御報告をいたします。

当委員会においては、過去に行われました選挙区調査特別委員会や議員定数等検討会議における委員長報告等の附帯事項を踏まえ、1 票の格差の是正を基本に定数の削減や選挙区の見直しの検討を行うことを本委員会の合意事項として、議員の総定数、選挙区人口と定数の逆転現象区、任意合区対象区、1 人区、公職選挙法第 15 条第 8 項のただし書きの適用など、多くの課題について調査検討を行いました。

まず、本県議会議員の総定数については、平成 12 年 3 月の選挙区調査特別委員会において、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中、県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととして、議員定数の見直しを行いました。

同年 3 月の条例改正で議員定数を 55 人から 51 人に削減し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区、四日市市選挙区、鈴鹿市選挙区、津市選挙区、松阪市・飯南郡選挙区、それぞれから 1 人ずつ削減を行いましたが、その際には、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化、防災等の課題があるこれらの地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず据え置いており、その後、平成 18 年の選挙区調査特別委員会及び平成 21 年の議員定数等検討会議の検討結果においても当該地域の選挙区定数を据え置いてきた経緯がございます。

次に、選挙区の区域については、いわゆる平成の大合併により県内の市町村において合併が行われたため、平成 18 年 3 月の条例改正で 24 選挙区を 17 選挙区に変更し、平成 19 年 4 月の一般選挙から適用して現在に至っております。

なお、平成 25 年 12 月の公職選挙法の改正により、郡を単位とする選挙区は郡の区域にかかわらず町村単位の選挙区設定や合区が可能となるとともに、町村は配当基数にかかわらず隣接市町村と自由に合区が可能となるなど、制度が大幅に改正されました。この改正規定に基づく選挙区の区域の見直しについては、県民の皆さんの理解を得るための周知期間を十分確保する必要があり、今回の改正では見送ることとしたところです。

まず、1 票の格差是正を図るために、議員 1 人当たり人口の最も多い亀山市選挙区に

ついて検討を行いました。

県の総人口が減少傾向にある中、現在の社会情勢や厳しい県財政状況のもとでの現行議員定数 51 人の増加については、県民の理解を得ることは難しいとの結論に達しました。

議員総定数を増加せずに 1 票の格差是正を図るには、隣接する選挙区との合区または選挙区定数の増加が考えられますが、隣接選挙区との合区については、定数 1 人の亀山市選挙区人口 5 万 1023 人が、議員定数 51 人による議員 1 人当たりの人口 3 万 6367 人を上回っているため、公職選挙法の規定により、合区することができないこと、また、亀山市選挙区の定数を 1 人増加したとしても、次いで議員 1 人当たり人口が多い鈴鹿市選挙区 4 万 9823 人があるため、抜本的な 1 票の格差是正につながらないことから、亀山市選挙区の定数 1 人は現行どおり据え置くことといたしました。

次に、議員 1 人当たり人口の少ない選挙区について検討を行いました。

県の総人口が減少する中、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した 1 票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し、議員 1 人当たりの人口の少ない選挙区について定数削減等を行う必要があるとの結論に達しました。

これらの選挙区については、離島を抱える地域や、過疎、高齢化、防災等の課題が多い地域であります。このような特別な事情を考慮してもなお 1 票の格差是正が必要と判断されるため、定数削減等を行うことといたしました。

まず、1 票の格差が大きく逆転現象区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区、格差は 2.64、及び熊野市・南牟婁郡選挙区、格差は 2.49 については、それぞれ選挙区の定数 2 人を 1 人削減し、定数 1 人といたしました。

次に、定数 1 人の鳥羽市選挙区、人口 2 万 1435 人、格差 2.38 については、議員定数 51 人による議員 1 人当たり人口 3 万 6367 人を下回る任意合区対象選挙区でもあり、1 票の格差の是正を図るためには、現状のままでは格差の是正は行われなことから、隣接する選挙区との合区が必要であり、福祉、環境衛生の広域行政等において関係の深い志摩市選挙区、定数 2 人との合区をした上で定数を 1 人削減し、定数 2 人といたしました。

次に、1 票の格差が大きく逆転現象区である多気郡選挙区及び度会郡選挙区、ともに格差は 2.1 については、それぞれ選挙区の定数 2 人を 1 人削減し、定数 1 人といたしました。

これらの改正によって 1 人区が新たに 4 選挙区増加することとなりますが、選挙区の設定に当たっては、県民の多様な民意を的確に議会に反映するため、できる限り 1 人区の設置は避け、合区を行うことにより議員定数を複数とすべきではとの意見もある一方で、地域の声を拾い上げるためにはできるだけ面積の小さな選挙区を設置すべきではとの意見も出され、議論が行われました。

その結果、今回の定数見直し対象選挙区はそれぞれが広大な面積を有し、現行の選挙

区面積が最大である津市選挙区、710平方キロメートルより大きい選挙区の設置は避けるべきであるとして、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区については、隣接する選挙区との合区は行わないことといたしました。

次に、伊勢市選挙区について検討を行いました。

平成12年3月に行われた定数見直しにより、伊勢湾岸の都市形成の進んでいる県内支部においては市議会機能の充実により、住民の意見等がより迅速かつ確実に県、国に伝達されている状況にあるとして、人口の多い市の選挙区の定数を削減した経緯がありますが、その際に、伊勢市選挙区、定数3人は、度会郡選挙区、定数3人との均衡も考慮し定数を据え置いていたことから、このことを踏まえ、今回、伊勢市選挙区の定数4人を1人削減し、定数3人といたしました。

これらの改正内容については、定数の削減や合区の対象となっている選挙区の県民への十分な周知と理解をいただく期間が必要であることから、次回の一般選挙、平成27年4月予定の選挙ではなく、平成27年5月1日以降の一般選挙、次々回選挙から適用することといたしました。

以上の結果、改正後の選挙区において選挙すべき議員の数は条例案のとおりとなります。

なお、今回の改正については、次々回の選挙において1票の格差の是正を図ることを明示するため、これらの改正内容について、選挙区及び定数を定めた条例の本則に盛り込むこととしたところであり、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」という議会基本条例第6条の2の規定に基づき、今後の国勢調査の結果等、これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員のもとでも引き続いて、1票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方等の検証等を行っていく必要があること、また、県議会議員は各選挙区から選出されますが、それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対しては、当該選挙区選出議員はもちろんのこと、全ての議員が県の課題であることを十分に認識し、自身の資質の向上を図り、三重県議会議員として自覚と責任を持って対応していくこと、これら二つの事項を委員会の附帯事項として決定したことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

⑧ 提出された条例案

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十五人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「四人」を「三人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表鳥羽市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市・志摩市選挙区 鳥羽市 志摩市 二人

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表志摩市選挙区の項を削り、同表多気郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙、再選挙及び補欠選挙並びに施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

提案理由

県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

⑨ 討論（平成 26 年 5 月 16 日 本会議）

【原案（議員定数を 51 人から 45 人に改めること等）に反対する立場からの討論】

○西場信行議員

おはようございます。

議提議案第 3 号につきまして、討論をさせていただきます。

この議案は、選挙区、そして議員定数の改正条例でございます、いわゆる削減の条例であります、私はこれに反対の意向を表明して討論に参加をしたいと思っております。

今、委員長報告があったんですが、委員長をはじめ委員の皆さんは、この委員会審議、本当に一生懸命、真摯に努力されました。その姿勢は評価しますし、その努力を評価するところです。

しかし、今、このように条例本則に盛り込んでここに提案するというのは拙速であると、まだまだ審議を尽くさねばならん状況だと、このように思いますし、その内容は、条例化するには無理があると、このように思っております。

今日は、賛成討論、反対討論、たくさんあります。それを見てもわかるように、しかも、賛成討論をするメンバーの顔を見ても、どちらかといえば腹の中は反対しておるような感じに推測できるような人がほとんどだ。でありますから、そういう賛否両論の中で、議会そのものもまだまだ、まとまっていない。

そして、我々は、議員は、その根っこは、そして母体は住民であります。住民の意向を我々はどのように勘案してこのことに対応していくかということが大変重要になる。今回の審議の中で唯一、あるいは大きな住民の声が聞こえてきたパブコメ、様々な意見があります。その中で、この南に偏った削減案というものについて、南部の声が議会に反映されないのではないかと、このことは非常に重要な問題。私は田川県政以来ずっとかかわっておりますが、南北格差解消、これは三重県議会の長年の課題です。そのために、執行部も我々も一生懸命取り組んできた。そんな中で、いろんなこともやってきた。そして、今、これからもまだやらねばならん。

そういう中で、我々がやるべきことは、これから議会を通じてこの問題に対応していかねばならん。もっと改革しろという声も大事です。これも踏まえてやっていかねばならん。そんな議論をこれから継続する、このことが大事なんだ。

最後に委員長がこう言われた。基本条例も踏まえて、これから改選後、国勢調査を踏まえて、さらにこの改革を、審議を進めていく。これは委員長報告の中で唯一評価できる。

でありますから、1年後の改選が終わった後、それから国勢調査も踏まえて、今、まだまだ統一できない議員の声もしっかりと議論する中で、そして、県民の声を、あるいは必要となれば有識者の声を聞いて、議員定数どうあるべきか、どこまで議員の数というのは削減できるのか、してはいけないのか、こういうことを考えていかねばならない。

議員が住民の意向を政策に反映する、これは地方自治のあるべき姿でありますし、議会制民主主義の根幹であります。そして、議員の本分であります。そういう意味におい

て我々がなすべきことは、この点を具現化する議会改革であり、そして、そのことをなし得て、議員の数を減らせ減らせという県民の声を払拭させて、議員をもっと確保してほしいという声に切りかえねばならない。そのことを目指して頑張っていくときに、いたずらに削減してはならない。

このことを強く申し上げ、私の反対討論にさせていただきます。よろしく願いいたします。

○中川康洋議員（※条例案の施行期日に関するもの）

私は、公明党を代表して、ただいま上程されております議提議案第3号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に反対する立場から討論を行います。

皆様既に御存じの方も多いと思いますが、私と私の同僚議員であります今井智広議員はともに、厚生労働大臣でありました坂口力前衆議院議員の元秘書であります。その坂口が現職時代に、自身の座右の銘であります先憂後楽とともによく口にし、折に触れ私たちに伝え、教えてくれた言葉があります。それは、民の声を恐れよでありました。この民の声を恐れよ、これは決して国民や県民の声は怖いものだという意味だけではなく、国民の代表や県民の代表である為政者は、常にその声に耳を傾け、そして、その声に常に謙虚であれという意味であります。

今回の特別委員会の議論の中で、確かに私ども公明党は、昨年12月の段階で、1回目の正副委員長案に対する修正案として、平成27年に3減、そして、平成31年に3減という2段階削減論を提案しながら、その後、正副委員長から再提案されました、今回の条例案のもとになっております中間案に対して、これまで積み上げてきた議論が壊れるのは避けるべきであるとの考えから、一度は賛成した経緯があります。

しかし、その後、この中間案に対してとられたパブリックコメント、この382件に及ぶパブコメ、いわゆる県民の声は、さきの民の声を恐れよとの箴言を思い出す中、我が公明党にとっては大変重いものがありました。

中でも、条例改正後の選挙の実施時期として、具体的には41件寄せられた、定数削減は次々回選挙において実施するのではなく、次回選挙、具体的には平成27年から適用し、早期に実施すべきという意見は、当初、私どもは平成27年に3減、そして平成31年に3減という2段階削減論を主張していただけない、強烈なインパクトを持って私たちに迫ってきたのと同時に、パブコメ後、引き続き中間案に賛成するというハードルを飛び越えることはできませんでした。

ゆえに、今回、我が公明党は、県議会議員の定数削減、具体的には6減については、この条例案に書かれているように次々回選挙から実施するのではなく、その一部ないはその全部を、次回選挙、具体的には平成27年選挙から実施するべきであると主張いたします。

以上、反対の趣旨とその具体的内容を申し上げ、公明党を代表しての反対討論を終わ

ります。議員各位の皆様の御賛同を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○中西勇議員（※条例案の施行期日に関するもの）

皆さんおはようございます。みんなの党会派、中西勇でございます。

議長の許可をいただきましたので、議提議案第3号の反対討論をさせていただきます。

まずは、私、みんなの党会派の意見といたしまして、私、平成23年度の選挙のときに、議員の定数は40名にすべきということで訴えておりました。そういう中で、選挙区、今、議論されている中で、私は傍聴議員でございました。そういう中で、会派の意見として意見を述べさせていただいております。来年の4月の選挙には5人削減すべきと、そういう意見を述べさせていただきました。段階的に進んでいくことが必要だということでもさせていただいております。

そういう中で、反対討論を簡潔に述べさせていただきます。

このたびの提案理由の中に、県内の各選挙区における1票の格差の是正を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案の提出理由であります。

そこで、1番目に、私の反対という討論の中で、平成27年の統一選挙からやはり格差を削減することを実施すべきということで、特別委員会の中でも議論をさせていただいて、私は議論はできないんですね、一方通行で話をさせていただきましたが、この先送りという感覚が私の中にはとれないんですね。何でそうやって先送りするんだと。それと、あくまでもこれは議員の保身ではないかと、そんなことを思うわけです。

そして、平成27年の5月以降に条例を変更して削減を決めるという今回の条例案でございますけれども、なぜそこまでして先へ送るのかな、これが、私の中では全く理解できない、反対する理由なんです。

平成27年の4月に統一地方選挙があり、議員各位、かわる可能性があるわけです。議員が、メンバーがかわる可能性が十分にあると思うんです。そういう中でもう一度しっかり議論をしていただいてやるべきことだと、そのように思います。

今までもしっかり議論はされていますけれども、ずっと先へ送られてきている、そういう事実があるわけです。そこをしっかりと考えていただきたいなと、そのように思います。

最後に一言言いたいのは、パブリックコメントでしっかり県民の皆さんから意見をいただいております。私は、そういう部分で考えると、県民不在になっていないのかなと、そんなふうに思います。議員の皆さんにもう一度しっかり考えていただいて、平成27年4月の次回の選挙から削減すべきことを考えてやっていただきたいなと、そのように思いますので、今回、反対をさせていただきます。皆さん御理解をいただいて、反対していただきたいなと、そのように思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○中村欣一郎議員

議提議案第3号に反対討論をいたします。

私、ここへ立つのは初めてなんですけれども、初めての登壇が反対討論になろうとは思ってもありませんでした。

特別委員会の皆さんが22回もの議論を重ねてこられたことに対しましては、心から敬意を表するところでございます。とはいっても、これだけ議論を重ねてきたのだからとか、ここまで来たのだから何がしかの成果をとという理由で結論を出すというのは最も避けねばならないことだというふうに思います。

私のように反対の立場の者には自己保身のために抵抗をしているというふうに言われることがあるんですけれども、私はあくまで、自分が北中部の都市部選出の議員であったとしてもこの場でこのように述べるであろうという反対討論をしたいというふうに思います。

反対の理由は次の三つです。

まず、なぜ次の次のことを決めるのかという時期の問題です。

この条例案は、実質31年の通常選挙が対象になるものです。来年27年には通常選挙があり、同時に国勢調査もあることを考えると、直近の民意は来年の選挙で選ばれた人たちの意見になります。

不断の見直しを行う云々というのであれば、今決める、今縛りをかけるというのは理解に苦しむところであります。

今の私たちが決められるのは、次の、来年の選挙についてであり、次々回については、法的には可能であっても、踏み越えてはならない領域だと思います。議会改革先進県を標榜し、ほかの自治体から一目も二目も置かれる三重県議会が使う手段ではないと思います。

二つ目は、南だけで6減ということについてです。

格差を人口だけで解決するのなら、私たちの出番はないはずですが。議会こそ、人口数で開いてしまった格差を三重県の地域性に応じた特段の配慮でカバーするのが議会の仕事だというふうに思います。その配慮を議会がなくして、誰がその配慮をするんですか。この6減は、県南部の人に見たら絶望的なメッセージとして伝わっていくことだと思います。

角を矯めて牛を殺すということわざがあります。角の形が思うようにならないからと角の形をいじっているうちに、牛そのものを死なせてしまう、手を加え過ぎて結果的に全体をだめにしてしまうというような意味ですが、三重県が三重県らしくあるためにも特段の配慮をどこまでできるのかという議論をまずすべきだったというふうに思います。

三つ目は、パブリックコメントで寄せられた県民の意見に対してであります。

この種のパブコメにしては前代未聞の数だそうです。そして、その中には、中間案をよしとするものは一つもありませんでした。これだけのパブコメが集まり、しかも、お

おむね皆、理論的な文章です。もうちょっとそれらに耳を傾ける必要があるとは思いませんか。

参考人招致、公聴会、学識者の意見を聞くなど、三重県議会には多数の多様な県議会の誇れるツールがあり、通年議会も開催されたばかりにもかかわらず、これまで一切活用されてきておりません。一体皆さんは何を判断材料にされたのでしょうか。その上、パブコメの意見も全く反映されないというのなら、何のためのパブコメだったんですか。どうやったら県民の声は聞いてもらえるんですか。

最後に、地元の話をしていただきますと、鳥羽の四つの島には約 4000 人が暮らしています。思い返してみてください、皆さんが島を訪れたときのことを。いつ誰が訪れても、大歓迎を受けたのではないのでしょうか。その、よく来てくれたという歓迎は、裏を返せば、みんな、自分たちの声が県に届くのか、これからも皆さんが足を運んでくれるのかという不安の裏返しでもあるんです。

2.64 という 1 票の格差は、都市部の皆さんにしてみたら不公平、不平等きわまりないものかもしれません。同じ離島を抱える志摩市もそう。離島はないにしても、尾鷲、熊野、多気、度会の 1 票の格差もそう。

それらの格差はこれまで、県民の皆さんからも特段の配慮をもって理解をされてきたものと思っております。その配慮に甘えるわけではないのですが、もうこれ以上、乾いたタオルを絞るのは勘弁してほしいです。これ以上絞っても、あとは涙しか出ません。

以上、三つの理由で反対をいたします。御賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

【原案（議員定数を 51 人から 45 人に改めること等）に賛成する立場からの討論】

○北川裕之議員

おはようございます。新政みえの北川裕之でございます。

今回提案をされました議提条例第 3 号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に対し、賛成という立場で討論を行います。よろしく願い申し上げます。

昨年 1 月に設置されました選挙区調査特別委員会の委員の皆様におかれましては、1 年 4 カ月、延べ 22 回にわたり御審議をいただき、今条例改正案をおまとめいただきましたことに、深く感謝と敬意を表させていただき次第です。

県内各選挙区間における 1 票の格差の是正は、有権者の皆さんが投じる 1 票の重み、平等性の確保という点で、民主主義の根幹にかかわる大きな課題と認識します。

過去、数次にわたる選挙区調査特別委員会や議員定数検討会議においても、様々な観点から議論をいただき、定数削減や選挙区の見直しが図られてきたところではあります。しかしながら、加速する人口減少や過疎化によって以前より 1 票の格差が広がっているという現実の中、その格差是正は喫緊に解決を迫られる大きな課題となっていることは、三重県議会全議員の認識であると考えます。

過去、過疎化や高齢化などの大きな課題を抱えている県の中山間地域や南部地域の選挙区については地域の特殊事情を鑑み定数削減を行わず据え置くこととし、伊勢湾岸沿いの都市部選挙区においての定数削減のみを実施してまいりましたが、こうした地域と都市部の1票の格差は以前よりさらに拡大しており、その是正策に着手をせざるを得ない状況は否めないと考えます。

中山間地域や南部地域のさらなる定数削減は1人区をつくることになり、議会への多様な民意の反映という議会制民主主義の基本原則を揺るがすという面を持つことから、私ども会派、新政みえとしましては、こうした地域においては1人区の設置を避け、合区と定数削減という組み合わせで格差是正を図るべきと提案してきたところです。

特別委員会の議論が集約される中で、私どもの主張も含め、各会派の最大公約数的な形で正副委員長案をおまとめいただき、提案をいただいたところですが、残念ながら、委員会の中での合意に至りませんでした。

本来ならこの時点での正副委員長案が最大限尊重されるべきものであり、私どもとしては大変残念に感じております。

そして、さらなる委員会での議論並びにパブリックコメントを経て、今回の定数6減の改正案に収れんされたところです。

1人区が新たに4選挙区増えるという案は、当初の会派案からは考え方においてかなりの隔たりがあるものの、まずは1票の格差の是正を図ることが今回の特別委員会の最大のミッションであることを考え、さらには、これ以上先送りはできないという状況に鑑み、現時点で各会派が歩み寄り、合意形成可能な案と受けとめ、改正案に賛成の姿勢を示してきたところです。

この改正により、選挙区間の1票の格差は最大で2.64から1.60まで縮小されることになります。

また、改正の実施時期については、当該選挙区の県民への十分な周知期間が必要であることから、平成27年5月以降の一般選挙からすることが妥当であると考えます。

今回の改正内容については条例の本則に盛り込むものとしており、1票の格差是正に取り組む三重県議会の強い意思をあらわせたものと考えるところです。

県民の皆様におかれましても様々な立場から御意見を頂戴しているところですが、今回の改正内容について十分な御理解をいただけるよう、県議会としても引き続き努力をしてまいることはもちろんのこと、議員定数や選挙区定数について、議会基本条例に基づく不断の見直し議論を今後も続けていくことをお誓いし、賛成討論とさせていただきます。

議員各位の賛同をどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○村林聡議員

度会郡選出、自民みらい、村林です。

今回、大幅に定数減が提案されている県南部の議員の1人として、賛成の立場で討論

に参加させていただきます。

1票の格差の是正というのが今回の議論の出発点でした。

そもそも公職選挙法のとおり定数を配分すると3倍程度の格差が生じる可能性があり、私としては、現在の2.64という数値は直ちに是正しなければならない格差であるとは考えておりません。

このことは特別委員会でも申し述べましたが受け入れられず、格差是正が議論の出発点となりました。これを前提とすると、県南部はこれまで、地域の事情を酌んで手厚く定数を配分していただいておりますので、県南部のほとんどの選挙区が検討の対象にならざるを得ませんでした。

例えば、私が選出いただいている度会郡選挙区についても、合区か定数減かの選択を迫られました。その中で、地域の声を何とか伝えられる方法を模索し、苦渋の選択をしていった結果が今回の条例案であると理解しています。

そもそも、なぜ出発点となった1票の格差是正が重要なのかと考えますと、それは、様々な県民の声が県議会に反映される必要があるからです。であるならば、人口比例のほかにも考えるべきことがあるはずです。

例えば、南伊勢町の人は伊勢市のことをよく知っているのだけれども、伊勢市の人は南伊勢町のことを驚くほど知らないというような場面によく出会います。ですから、それぞれの地域の声をきちっと代表するという定数配分を考えないと、様々な県民の声というのは代表できないのではないのでしょうか。

今回の南部での6減というのはぎりぎりの選択で、これ以上減らせば地域の声が届かなくなるのではないかと危惧しています。

ここまで議論を積み上げてきた中での苦渋の選択として今回の条例案は賛成せざるを得ませんが、もはや南部で減らすということは限界まで来ており、今後1票の格差が拡大したときには、これ以上南部で減らすことなく、都市部選挙区での増員も視野に入れて御検討いただきますように切に皆様をお願い申し上げ、今回の条例案については賛成を表明して、討論を終結いたします。

ありがとうございました。

⑩ 選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成 29 年 5 月 18 日 本会議)

○舟橋裕幸議員

選挙区調査特別委員会における調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会は、平成 26 年 5 月に三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の改正を行った前回の選挙区調査特別委員会の委員長報告において、今後の国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の状況も考慮し、改選された議員のもとでも引き続いて、1 票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の検証などを行っていく必要があるとの附帯事項を受けて、平成 28 年 5 月に設置されました。

設置以降、21 回の委員会を開催し、平成 27 年の国勢調査の結果を踏まえながら、前回の特別委員会で議論された五つの課題、1 票の格差の是正、総定数の検討、選挙区の見直し、1 人区の検討、逆転現象区の是正に、適正な定数の基準、地域間格差の問題、定数増の検討といった課題も加えて委員間討議を重ねてまいりました。

この間、条例改正により選挙区及び議員の数が変更となった地域の市町長、議長等との意見交換や地方議会の選挙制度に精通している有識者の参考人招致も行ったところであります。

この結果、平成 29 年 1 月には、現行条例を、南部地域の特性を勘案して見直す方向で検討を進めることについて合意いたしました。

その後、具体的な見直し案が複数提案されたこと、また、1 年近く真摯に議論してきた経過も踏まえて、去る 5 月 15 日の委員会において正副委員長案を提示しましたが、委員会としての合意を得るには至りませんでした。

本委員会における調査の経過は以上のとおりですが、これまでの議論を踏まえ、引き続き新しく構成される委員会で検討されることを期待します。

以上、御報告申し上げます。

⑪「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対する意見募集及びeモニターの結果概要

- ・ 平成 28 年 5 月設置された選挙区調査特別委員会での議論の参考とするために、平成 31 年 4 月に実施される予定の次回県議会議員選挙を現行条例（当時）の 45 人で実施すべきか、それとも選挙区や定数を見直して実施すべきか、幅広く意見を募集
- ・ また、三重県が各種の行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に実施している電子アンケートシステム eモニターにおいても、意見を募集
- ・ それぞれの結果概要については、64 頁から 77 頁を参照

⑫ 選挙区調査特別委員会 委員長報告(平成 30 年 2 月 19 日 本会議)

○三谷哲央議員

選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、設置以降 33 回の委員会を開催し、県議会議員選挙における定数及び選挙区のあり方について、様々な観点からの委員間討議を重ねてまいりました。

この間、先の条例改正により定数及び選挙区が変更となった選挙区の市町長、議長等との意見交換や、地方議会の選挙制度に精通している有識者の参考人招致を行うとともに、委員会で実施した県民からの意見募集や電子アンケートシステム e モニターの利用により、直接、県民の皆さんから定数及び選挙区に係る御意見もお聞きいたしました。

これらを踏まえ、去る 12 月 7 日の委員会において、県南部地域の課題解決のために、一票の格差が拡大する等の御批判は十分承知の上で、南部地域の定数を増加させる委員長案を提示いたしました。

しかしながら、選挙制度において何が優先されるべきかという政治家としての信条、信念等が委員間討議において鋭く対立し、これ以上議論を継続しても委員会として合意を得るのは困難と判断せざるを得ない状況になりました。

そのため、去る 12 月 21 日の委員会において、次回県議会議員選挙における定数及び選挙区についての議論に終止符を打つことを断腸の思いで御提案し、委員各位の御了解を得たものであります。

今回、委員会としての合意に至らないまま議論を終結したことは非常に残念であります。選挙制度は民主主義の根幹であり、議会基本条例第 6 条の 2 においても「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」ことがうたわれています。

三重県議会は、これからも県民の意思等が的確に反映されるよう、定数及び選挙区に係る不断の見直しを継続していくことを県民の皆さんにお約束申し上げ、委員長報告いたします。

以上、御報告申し上げます。

⑬ 討論（平成 30 年 2 月 19 日 本会議）

【原案（選挙区調査特別委員会の廃止）に反対する立場からの討論】

○西場信行議員

選挙区調査特別委員会廃止議案につきまして、討論をさせていただきます。

平成 26 年 5 月に定数 45 人現行条例を設置する際の附帯事項の一つは、国勢調査の結果、人口動態、社会経済情勢等状況を考慮し、改選後、引き続き一票の格差、総定数、選挙区のあり方等の検証等を行っていくということでありました。

この附帯事項に基づいて検討協議の結果、改めて平成 28 年 5 月に選挙区調査特別委員会が設置されました。以来 1 年 9 カ月が経過し、地方創生と県南部活性化を踏まえた見直し議論がなされ、33 回に及ぶ協議が続いてきました。

しかしながら、今後これ以上の定数議論を継続することは困難との判断で、結果を示すことなく議論が終結され、本日、今議会に特別委員会廃止議案が提案されました。

およそ 1 年と半年にも及ぶ長期の議論で、紆余曲折はあったものの昨年の 12 月には、多くの経緯や状況を総合的に考慮された最終段階としての委員長案、6 増 51 定数が提案されました。

しかしながら、その後の議論も相変わらず紛糾し、膠着状態となり、せっかくの委員長案に対する採決や結論のなきままに協議が閉じられてしまいました。極めて残念な結果であり、これまで費やした長い期間の議論の経緯や積み上げは何であったのか、何とするのか、県民に対して説明責任の果たせない事態となっております。

委員長報告にありましたように、この期間に委員会討議のみならず県南部市町長、議長との意見交換や学識参考人の意見聴取を実施し、また、一般県民の意見募集や県政 e モニターへの電子アンケートなどで、45 人定数条例の是非を問う県民アンケートが実施されました。この県民アンケートは、県議会の選挙区定数について、個人名や現住所、電話番号まで記入して回答していただき、45 定数条例の賛否を選択し、その理由や意見を述べていただくもので、意見募集と e モニター合計で 3076 人から回答をいただき、その結果 45 人条例に反対が約 2000 人、約 3 分の 2 です。賛成もしくはもっと削減すべきが約 1000 人、約 3 分の 1 でありました。このアンケートは、中間案に対するいわゆるパブコメではありません。委員会の意思形成過程における県民意見募集であり、このやり方はおそらく前代未聞かもしれません。この県民アンケート手法が是か非かの論点は別にいたしまして、委員会議論の必要性で実施したこのアンケートについて、その回答結果が出たからには、定数に対する県民からの貴重な議会へのメッセージとして誠実に受けとめて、県民の意思に沿うべく最大限の努力をいたさねばなりません。

アンケート回答の自由記述においては、高齢化や人口減少、過疎・離島問題、災害対策が深刻化する県南部地域における課題解決のため、牽引役として、地域実態をよく知る議員の定数増を求める県民の声が圧倒的に多く提言されています。

また、全県全ての県民に呼びかけての県民アンケート実施により、3000 人を超える回答者のみならず、県下各地各界の多くの県民の方々が注目をして定数の行方、関心が

高まっています。また、委員会協議における南部関係市町長、議長からの意見聴取においても、地域振興の観点から県議会議員定数について強く切実な要望が数多く出されております。

これらの情勢から県議会としても、今後より真剣に対応していかねばならない重い責任を痛感いたします。

三重県議会基本条例には、議員定数について、「県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」と記されています。この基本条例の示す方向に沿って、我々は現行 45 定数を維持するのか、新しい定数条例を求めるのか、県議会の意思を今こそ改めて議決し、県民に説明していかねばなりません。

今回このまま特別委員会における採決や議決が全く実施されずに結論のなきまま議論が終結され、また県議会として今後の対応策が何も示されないままに、選挙区調査特別委員会を廃止していくことは許されません。反対を表明し討論といたします。

御清聴、ありがとうございました。拍手は御遠慮ください。

⑭ 提出された条例案

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十五人」を「五十一人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「三人」を「四人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表鳥羽市・志摩市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市選挙区	鳥羽市	一人
--------	-----	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表いなべ市・員弁郡選挙区の項の次に次のように加える。

志摩市選挙区	志摩市	二人
--------	-----	----

第二条の表多気郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

県内の選挙区間における、地域間の均衡の調整を図るため、所要の整備を行う必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

⑮ 提案説明（平成 30 年 3 月 5 日 本会議）

○西場信行議員

ただいま議題となりました議提議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議提議案第 1 号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案は、県内の選挙区間における地域間の均衡の調整を図るため、所要の改正を行うものであります。

選挙区調査特別委員会では、現状の定数 51 に戻す委員長案が提示されましたが、結論を出せずに委員会は廃止となりました。

しかし、この間、県民の皆さんから多数の意見が寄せられ、特に鳥羽市住民からは、有人離島の特有な地域事情がないがしろにされるのではないかなどの強い不安の声が多く寄せられています。これらの民意に対しては、各議員の判断で、改めて議会としての意思を示すべきと考えます。

平成 26 年の条例改正後に、まち・ひと・しごと創生法が施行されました。人口減少問題が日本の重要課題として強く認識されるようになりました。

本県において、急速な人口減少は南部地域に集中しており、日本創生会議が推計した消滅可能性自治体は 14 市町あり、そのうち 12 市町が南部地域です。また、一人当たりの総所得などの南北格差が続いており、南部地域への取組は今まさに正念場を迎えています。

現条例では南部地域に新たに 1 人区が 4 増します。1 人区を全く否定するものではありませんが、急激な 1 人区への変更が多様化する民意への対応や南部地域活性化にどのような影響を及ぼすのか、大変懸念されるところです。

公職選挙法は、人口比例を最も重要かつ基本的な基準としつつも、地域代表を確保する必要性がその趣旨に含まれており、特別の事情があるときは地域間の均衡を考慮して定めることができますとしています。

以上のような社会情勢を踏まえたとき、県政の重要課題である地域間格差、南北格差是正の観点に立って、南部地域 6 減の現条例を見直すべきと考えます。あわせて、選挙区と定数のあり方における地域間の均衡と地域代表の確保について、さらなる調査研究と検討を進めるため、現状の 51 に戻す条例改正を行うことを提案いたします。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

⑩ 総務地域連携常任委員会 委員長報告(平成 30 年 3 月 22 日 本会議)

○下野幸助議員

御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議案第 30 号三重県部制条例の一部を改正する条例案外 4 件並びに議提議案第 1 号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る 3 月 12 日、14 日及び 15 日に委員会を開催し、関係当局並びに提出者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、議案第 30 号ほか 4 件については、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定し、議提議案第 1 号については、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会で特に議論のありました事項とともに、議提議案第 1 号の審査の経過について申し述べます。

(中略)

次に、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案についての審査の経過について申し述べます。

本常任委員会に付託された同議提議案については、3 月 12 日、14 日及び 15 日の 3 日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査を行いました。審査に当たっては、特に公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きで規定されるおおむね人口を基準としながらも地域間の均衡を考慮して議員の数を定められる、いわゆる議会の裁量権について、委員間討議で長時間にわたり議論を行いました。

しかし、議会の裁量権の範囲には地域間の均衡や面積要件の考慮など多数あるため、委員間の意見を集約することが困難であり、他の都道府県議会議員選挙の定数訴訟の対象となった選挙の違法性などについて議論を行ったものの、その範囲を明確に定義できないことから、議員それぞれの政治的信条、信念によって議会の裁量権を総合的に判断するという結論で委員間討議を終結しました。

その後の討論では、条例案に賛成の立場から、提案理由にある地域間の均衡調整や地域代表の確保が必要である、議決した責任は重い、人口が減少する南部地域の代表が減っていくことになるとの意見がありました。

一方で、条例案に反対の立場からは、一旦議決した責任は重く、条例改正には県民に対して説明できる理由が必要であるが、その理由が見受けられない、条例案では、一票の格差是正など改善策が見当たらず、選挙が無効になる可能性があるのではないかとの意見がありました。

また、賛否保留の立場からは、条例案によって生じる一票の格差の合理性だけでなく、議会の裁量権の合理的な行使について判断ができない、特に面積や地域性などを勘案するための調査時間が不十分との意見もありました。

その後、これまでの質疑、委員間討議、討論を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決せられたものであります。

なお、議会基本条例第6条の2に、議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うことがうたわれていることから、今後も不断の見直しを継続していくことが重要であるとの認識で委員全員が一致したことを申し添えさせていただきます。

以上、御報告申し上げます。

⑰ 討論（平成 30 年 3 月 22 日 本会議）

【原案（議員定数 45 人から 51 人に改めること）に反対する立場からの討論】

○中森博文議員

おはようございます。議提議案第 1 号に対する常任委員会の否決に対し、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

チーム 45 という最近、言葉も出ておりますけれども、そういう立場でもあるわけがあります。自民党会派の中森博文でございます。

つまり、議提議案第 1 号議員定数の現条例 45 を 6 人増やして定数 51 に反対ということでございます。まずは現条例の 51 から 45 に 6 減した経緯について確認させていただきたいと思っております。ちょっと前ですけども、さかのぼること 5 年前、一つ前の選挙区調査特別委員会というのがございまして、平成 25 年 2 月 7 日委員会において、それまで定数削減については県南部は当時から交通の不便事情や急速な人口減、離島や中山間地など地域事情の理由で据え置かれてきました。平成 15 年の選挙で都市部の四日市、鈴鹿、津、松阪でそれぞれ 1 名削減を行い、伊勢市は保留になったということです。都市部です。51 名になっていることが確認されました。平成 25 年 9 月には、定数削減の論点が整理されまして、一票の格差の是正を基本に定数の削減や選挙区の見直しを行うことが委員会で合意されました。11 月には我が会派は、現状維持の意見がある中、定数削減の協議に参加表明させていただきました。我が会派の主張は、きめ細やかな地域の声を確実に県政に反映するため、津選挙区よりも大きくしないこと、離島や中山間地など不便地に配慮すること、そして 1 人区の妥当性などでございます。新政みえの会派から主導していただきまして、東紀州を合区して 1 人減らすとか、鳥羽志摩を合区して 1 人減らす、伊勢度会を合区して 1 人減らすなどのいろんな御提案をいただきました。我が会派はその都度議論を重ねつつも、結論が出ませんでした。

その 12 月 24 日最終特別委員会の正副委員長案が大きく修正されまして、今回の条例実施を 31 年とし、現条例を 6 減して定数 45 人にするということについて提案があり、一旦会派に持ち帰り議論を重ね重ね、我が会派も涙を飲んだという経緯であります。

翌 12 月 25 日から中間案としてパブリックコメントの実施が了承され、南部地域から多くの鳥羽志摩合区反対などの意見が寄せられたわけであります。

しかし、平成 26 年 3 月、現条例は新政みえなどの賛成多数で可決、成立しました。

さて、今期の選挙区調査特別委員会も委員として私は参加させていただき発言してまいりました。ちょうど 1 年前、平成 29 年 3 月 31 日、我が会派は、そろそろ会派の意見をまとめてくれということだったんですけど、なかなかまとめにくいということで、二つの案を提案させていただくこととなったわけであります。現行 45 を尊重する意見が少なからずある、多様な意見が並立してなかなかまとめにくい。この中で、第 1 案としてやはり現行の 45 を基本とした上、前回改正した申し送り事項である最新の国勢調査の結果を尊重し、伊賀選挙区、3 人から 2 人に 1 減、定数 44 に検討することを提案しました。

第2案、我が会派として現行の45は基本としながらも、今回の特別委員会を設置したことや特別委員会での調査により、南部地域に対するいろんな議論を重ねて、へき地、離島、津波などの大規模災害に対する地域事情を考えると、少なくとも鳥羽志摩合区を解消し、1増を優先すべきとの意見を最優先し、結果的に、結果的に地方創生、地方減少対策に対する南部地域の、確実に、確実に十分に県政に反映するため、議員定数を51にする。この二案であります。

そして、この5月からですね。新しいメンバーが一部交代しまして、私も参加させていただいたんですけども、そこから交代になったんですけども、改めてこの人口減少対策やら、離島や中山間地域の対策、南北間格差の是正など、こういう問題が山積しております。むしろ、今までの政策が取組の検証が大事であって、この選挙区の数で結論が出るということではないと思うんです。提案理由にいろいろ言っていました県民の声も尊重するのは当然なんです。でも、県民アンケートというのは当初意見とe-モニターと真逆の意見があったわけです。真逆の意見なんです。どちらも大切なんです。

今回その提案後、県民の声たくさん来ていただいております。これ全部が定数増に反対でありました。三重県議会は何を考えているんだ、こういう意見であります。また、自民党県連にもたくさんの電話とか手紙をいただきまして、自民党が先導してんのかという怒りの声がありました。それと、各団体回りますと、いろいろとちょっとお願いに回ってるんですけども、何やとるんや、自民党はということたくさんお叱りを受けております。労働組合の団体も行かせてもうたら、考えられないとおっしゃってました。この誤った風評を払拭するために、今日わざわざ私この場に立たせていただいているんです。県連幹事長がここに立ったらあかんというふうに自民党としては思っているんですけども、これはやむを得ずここに立たせていただいていることについて御理解いただきたいと思えます。

一方、提案していただいている自民党の御重鎮お二人がおられます。5年前からこの2人の主張は終始一貫ぶれていません。これはしっかりとした意見を踏襲しております。最後の最後まで戦うと。この2人の提案というのはむしろ頭の下がる思いであります。もちろん自民党会派の45チームメンバーも終始一貫ぶれていません。問題は、問題はここなんです。当初、定数削減に対し、共通の合意した論点、一票の格差是正をやるんやと終始主張してきた新政みえ会派の多くの皆様方が、なぜ今になって豹変されたのかなど、非常に不思議に思うんです。上層部から何かアドバイスがあったのか、あるいは特定選挙区での対策なのか、わし知りませんで。そういうことを心配するんです。何と共産党まで反対されてるじゃないですか。驚きであります。

繰り返し申しますけれども、人口減少対策、離島や中山間地域対策、南北間格差の是正対策、これは全ての議員が選挙区関係なしに取り組むべき対策なんです。みんながやっぱり力を合わせないと南部地域の発展はないんだと、このように確信するところがあります。

また、三重県財政非常に厳しいと知事がおっしゃってました。苦労してるんです。当然、県民の理解は得られません。やはり議会経費の削減にも議員としてとるべき方向というのは削減しかないというふうに私は思います。

時間がありませんので一つ紹介だけさせていただきますけれども、自民党に寄せられたはがきです。議員定数について一言申します。4年前の議決を無視した行動はいかなものか、議会の権威を自らおとしめる行為です。自民党から2人も提案者を出したことに驚いてます。以下、中略。一票の格差に集中して賛成した人が豹変することは問題である。自民党もっとしっかりせいと。このような意見であります。

最後に、改めて一票の格差を無視した今回の定数増に当然県民の理解は得られません。多くの県民に対する背信行為に当たります。議長から付託された常任委員会、本議案は違憲性が高いという意見も出ております。結論は否決であります。議決責任を果たす観点からも、現行45定数で一度は、一度は実施して改めて検証していくのは大いに賛成します。

以上、良識ある議員各位の賢明なる御判断を期待します。以上です。

○今井智広議員

議長のお許しをいただきましたので、私のほうからは議提議案第1号、常任委員会の否決に賛成の立場から討論に参加をさせていただきます。

これまで私自身特別委員会にも所属をさせていただき、また議案聴取会、また議案質疑等で様々私なりの意見を申し上げさせていただきました。また先ほど来、廣議員や中森議員、そして山本議員のほうからもこれまでの経緯も含めていろんなお考えも聞かせていただきました。私自身、自己肯定をどれだけする理論を述べさせていただいても、これは皆様方に届くかどうかわかりません。また、議会の常識、理論と県民の常識というのはずれていないかということも最近特に私も心配をしております。

そんな中、今回何をお話しさせていただこうかと思ったんですけども、三谷委員長、前選挙区調査特別委員会の委員長報告の中にあります、三重県議会は今後も県民の意思等が的確に反映されるよう定数及び選挙区に係る不断の見直しを継続していくことを県民の皆さんにお約束申し上げ、委員長報告といたしますという、そういった報告がございました。2月26日に議会運営委員会のほうで今回の条例改正案が出されてから27日に新聞報道等で県民の知るところとなりました。それから、この県議会に届いた県民の声、先ほど中森議員も言っていただきましたが、それを私は読ませていただきたいと、そのように思います。この県民の声は、各議員に一人ひとりに配られているはずでございます。必ずや目を通していただいていると思いますが、もしかしたら目を通していない方もいらっしゃるかもわかりませんので。2月28日から10人、声を届けていただいております。読ませていただきます。

2月28日。議員定数を削減すると決めたのにまたもとに戻すという動きがあると知りました。県民の気持ちを全く無視して自分たちで勝手に決めているように思います。

議会として議員定数を減らす方向に向かったのに、なぜ反対するのですか。県民の声を無視して勝手なことをすれば、どんどん政治と民意がかけ離れていくと思います。

3月1日。議員定数を減らしてから選挙もしていないのに、定数を戻すという記事を読み、腹立たしくてなりません。新聞によれば県は未曾有の財政難とのことですが、会社で言えば経営の失敗のことだと思います。議会は株主総会に相当するものだと認識していますので、経営責任を負うべき存在であり、経営者の報酬とともに株主への配当、議員の場合は議員報酬でしょうか、を大幅に減額されるべき事態です。さらに監査能力がなかったことから、議員を増やす、もとに戻すという選択肢はあり得ません。南部地域の議員数が相対的に少なくなるのであれば、他地域の議員をさらに減らすべきです。新聞を読む限り、議員は県の財政難を他人事のように見ているとしか思えません。当事者として職務に臨んでいるのなら、議員定数を増やすという発言が出てくるはずがありません。まず議員がやるべきことは、監査責任をとるために自分たちの報酬を減らし、政務活動費を減額して経営負担を少しでも軽減する策を講じることです。

3月1日。一度議決した45人定数で一回も選挙せずに51人に戻す条例改正の議案をするなどばかっている。特別委員会で33回も議論するなど税金と時間の無駄遣いである。南部地域の意見を吸い上げるためと言うが、議員は県議会だけではなく、市、町、国の議員もいる。県財政が苦しい折、議員6人分にかかる予算は福祉に回してほしい。

3月6日。今回議員定数の削減に反対している議員は、日本国憲法に書かれている法の本物の平等を知らないのでしょうか。結局は自分のことしか考えていないと思います。潔く定数を削減した状況で選挙をしたらどうですか。

3月7日。今回議員定数を増やす案件が出されているようですが、本当に珍しく議員が定数削減という方向を自分たちで出したのに、何をかいわんやです。県民の気持ちをもっと大切にしてほしい。県民の感情を無視してこのような厚かましい提案をするという神経がわからない。とにかく政治が信頼できなくなるようなことをこれ以上しないでください。

3月8日。せっかく議員定数の減を決めたのに定数を戻す案が上程されようとしています。県民の気持ちを無視した行動です。

3月12日。議員定数が削減される選挙区の議員から議員定数の条例改正案が提出されましたが、恥ずかしいです。地域間格差のことを理由としています。格差の是正にはつながりません。真面目に南部活性化を考えてほしいです。

3月13日。議員定数を削減するという発表を聞いたとき、国会と同じように議員の定数削減を決めた県議会を誇りに思いました。それなのに今さら何を言い出すのか。がっかりしています。県民の思いを何もわかっていない議員は辞職してほしいです。選挙区だけを考える議員なんて古いのではないのでしょうか。本当に県民の声を聞いている議員はいないのではないかと思います。地域の活性化や防災対策等でいろいろな方々が地域の人々と話し合いをしています。そのような場で議員の方々を見かけたこともありません。県民の意見を聞くことは時間の無駄だと思っているのではないかと疑問に思い

ます。

3月14日。県議会議員の定数の議論をしているようですが、一度条例改正し決めたことはそのとおりやるべきです。過疎地域に配慮するということですが、人口減少の流れはあらかじめわかっていたことです。議員の数が減ることで県民の声が入りにくいとのことですが、自分は県議会議員に意見を言ったことはありません。県の財政状況が厳しい中でこれまで何のための議論をしてきたのですか。費用の無駄遣いではないですか。一旦平成31年の選挙でやってから問題が生じたときに考えたらよいと思います。財政状況が悪化して将来の負担となり困るのは県民です。以上のことを議員に伝えてほしい。

最後、3月15日。議員提出議案で定数を51に戻すと言っている県議がいますが、一度も選挙をしていないのに一体何を考えているのでしょうか。時間と費用の無駄ですし、自分のことしか考えていない議員がいることを残念に思います。県の財政が厳しいのですから、定数を削減することで捻出される予算を福祉の施策に回してください。この意見を議員に伝えてほしい。

これがこの2月26日の議会運営委員会のほうに提出されてから届いた県民の声です。選挙区特別委員会で意見募集をし、多くの御意見をいただきました。その方々、委員会が尻切れトンボのような形で採決されることなく終わってしまいましたが、それ以降、県議会のほうには声は届いていないのが私は不思議でなりません。いま一度申し上げますが、やはり今回議会基本条例の6条の2のことを先ほどもお話ありましたが、県民意見等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うということでもあります。

前回の条例改正のときも、パブリックコメントでいろんな御意見がありましたけども、それらを全て反映をして今の45の現行条例を採決をしました。そのときに、先ほど来出ておりましたけども、新政みえの皆様方は全員一致でございました。前回も言いましたが、15人選挙区対象議員のうち12人が賛成という形の中で、45の現行条例が決められたことはとても重たいものだと、そのように思います。

あと1分になりました。この県民の意見の中でよく出てきた経費削減について言います。議案聴取会でも私言わせていただきましたし、議案質疑でも言わせていただきました。議員1人当たり2000万円近くがかかります。1年間1億2000万円でございます。これをもしこの議提議案が可決された場合、51人になった場合、51人でどれだけ削減しないといけないか、賛成される方はしっかりと具体的に言いますので覚えておいてください。議員報酬で言えば14万円です。月額14万円の報酬削減でございます。これで期末手当の分も減りますので1億2000万円の減額となります。もしくは政務活動費で60%減額です。これで1億2100万円になります。もしくはこの合わせ技で決めるということでもあります。

通常であれば平成31年4月から1億2000万円という、約ですけども、この予算は必要ないんです。県政の財政を組むときに。それが51になったら増えるわけでありますので、県民の意思にしっかりとこたえるのであれば、この部分逃げてはいけないと思いますので、具体的に言いました。理想論ではいけないと思いましたが具体的に数字を

挙げさせていただきました。賛成の方、よく御理解をいただいて、今後もし通った場合には主導していただくことを期待して討論とさせていただきます。ありがとうございました。

【原案（議員定数 45 人から 51 人に改めること）に賛成する立場からの討論】

○廣耕太郎議員

議長の許可を得ましたので、議提議案第 1 号を否決した委員会の審査結果に反対の立場で討論をさせていただきます。

私は昨日、活動報告会をやりました。その中でやっぱり皆さんから聞かれるのは、一体三重県議会の定数はどうなってくんやと、定数 45 人になったんをまた 51 人に戻すんか、一体どっちなんやというのをやっぱりよく聞かれました。

そもそも私は、私の持論ですが、議員というのは、地方議員は少ないより多いほうがいい、いろんな方々の県民の意見を吸い上げるためには、議員は多いほうがいいんですが、ただ定数はやっぱりあります。もともと議員は、三重県議会議員の定数というのは 58 だったんですね。それが三つ減らして 55 になって、そして平成 12 年に 55 から 51 になりました。そして、平成 26 年に 51 から 45、この平成 26 年は私は議員ではありませんでした。ですから、その採決には当然加わってないわけでごさいます。

しかし、先輩議員が可決された条例ですから、最初はこれは仕方ないなと、これはもう先輩議員がこうやって 45 になったんだから、次回は 45 で選挙するんだなというふうに最初はそう思っておりました。ですから、誰に聞かれてもそういうふうな受け答えをしておったんですが。

ただ、ここで私いろいろ勉強していくうちに、あれっ、おかしいなと、これ間違ってるやないかと思った部分が出てきたんですね。それは何かと言いますと、そもそも 45 にするのは一票の格差の是正なんですね。ということは、一票の格差の大きいところから、そういう選挙区から定数を減らしていくわけです。一番格差の大きいのは尾鷲です。尾鷲、熊野、鳥羽志摩、度会、多気、その次は伊賀市なんです。しかし、その伊賀市を通り越して伊勢を減らしてるんです。私はこれ、自分で伊勢だもんだから、最初これ言おうかな、どうしようかなと。自分の保身で言ってるんだというふうに思われるだろうなと、どうしようかな、言うのやめようかなと思っておったんですが。

ただ私は、たとえこれが松阪であっても鈴鹿であっても四日市であっても、私は言います。間違ってるのは間違ってる。どう見てもおかしいですよ。これは小学生が見ても、これ見たら何で伊賀を通り越して伊勢を減らしておるのか。

議員の皆さんに私聞きました。先輩議員に聞きました。新政みえの総会でも先輩議員に聞きました。誰か説明してくださいと。なぜ伊賀を飛ばして伊勢になるのかどなたか教えてください。自民党の議員にも聞きました。鷹山の議員にも聞きました。

〔「答えとらへん」と呼ぶ者あり〕

聞きましたけど。ただ、わからない。疑問。その明確な説明はありませんでしたよ。

これはおかしいな。前から決まっとるんさな。これは矛盾ですわね。矛盾した部分、いわゆる間違っただのものをそのまま条例を施行していいの。これは大変なことだと私は思います。

もしこのままこの間違っただの条例を施行してしまえば、今後、三重県議会が、いろんな案件が出てきて、あれっ、これ間違っとなと思っても、いや、定数のときに間違っただの条例通したやないかと、もうええやないか。これは三重県議会の土台が崩れるんですよ。絶対それはさせてはいけない。確かに1回通っただのものを何で戻すんや、これは県民から批判を受けるよと、一体どうなっとなのや、これは県民に対する裏切りだというふうに言われるかもしれませんが、ただ、この条例を施行することによって、県議会の土台が崩れて、本当に県議会がまともに運営できないというこの状態のほうが県民に対する裏切りになると私は思っております。

これは51、45にして、私、44ならば、あつ、これは仕方ないなと、44だったら、ああ、なるほどなというふうにしたかもしれない。いま一度51に戻して、そしてそこから幾つ減らすのか、何議席にするのか、いま一度議論をしたらいいじゃないですか。なぜそれができないのか、間違っただのまま、そのまんまこの条例を施行するんですか。それは絶対にしてはいけないと私は思っております。いま一度51に戻して、44に皆するんだったら44でいいじゃないですか。私は反対ですけどね。でも、この議論をしないでそのまま施行することは、私は絶対にしてはいけないことだと思っております。

皆様におかれましても、この45の条例はどうしても皆さんには施行してほしくない、そのことを言わせていただきまして、反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○山本里香議員

日本共産党より議案7件と議提議案1件の委員長報告に反対討論をいたします。順は不同になります。

(中略)

最後に、議提議案第1号議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長報告で否決とあったことへの反対討論をいたします。

そもそも議員定数、選挙区がどうあるべきかというのは、平成23年の自治法改正で上限の定めがなくなったということ以来、地方議会を悩ませています。今回の発議に至る混迷は、多くの皆さんに御批判をいただいています。私ども日本共産党としては、これまでの3年間、真摯に向き合ってきたことをまず報告をさせていただきます。多くの皆さんから御意見をいただく中で、基本、原則は何かということで判断をいたしました。

その一つは、減らすための論議であってはならないということです。結果減ることと減らすための論議は違います。51から45、その前の55から51、その前のことについては廣議員からの討論がありました。減らすための論議だったということが、一票の格

差を縮めることともに大きく影響していたことは事実であると、これまでの委員会での論議の中で十分にわかってきたことです。

二つ目、1人区はやはりよくないということです。1人区は、有権者の立場に立てば多様な意思が吸い上げられない。もちろん、これまでやむなく1人区は存在をいたします。定数、選挙区などを見直すときには、複数へ回復する方法を探るべきです。それぞれの地域特性を十分に考えてという要望が出るのはわかります。それらのことを勘案して、小さいところから必要数を積み上げながら、一票の格差をそれなりにするように考えることをすべきです。前回45条例をつくり、附帯をつけたときに、その後のことをどのように想定してみえたのかわかりませんが、そもそも再考できるという附帯を付けなければならなかったことが45条例の決定的なものではないという意味が働いていた、無理があったというふうに解釈をいたします。

一度決めたものという論議がありますが、国で消費税も決めていても、それが国民のためにならないという判断で、廃案にはなっておりませんが、先延ばしになっています。問題ありとわかれば引き返すことは絶対にはいけないということではないでしょう。もちろん、間違ったということの反省と説明、理解を得る努力が不可欠です。

ここで重要なのは三つ目、選挙候補者ではなくて有権者、県民の利益がどこにあるかということの尺度によります。これら三つのことを基本に考え、経過も踏まえ、45はよくないとの判断のもと、51が終着ではない、一票の格差にはさらなる論議をとの発議者の意も確認いたしましたので、定数51の発議案に賛成し、委員長の報告に反対をいたします。

以上、討論終わります。

○稲森稔尚議員

何か空気が悪なってきましたけども。私は、議提議案第1号委員長報告に反対、原案に賛成の立場から討論をいたします。

まず、草の根運動いがとして、これまで選挙区調査特別委員会に所属をし、約2年間、様々な議員定数について議論を数多く積み重ねていきました。私が県議会に初当選する以前、平成26年に既に議決をされ、一度も実施をされてない条例を議論するということが本当に大変でした。真っ白のところから議論したいなという思いと、一度議決したものを議論していいのかという思い、両方ありました。そういう思いをまず申し上げた上で、以下意見を述べたいというふうに思います。

まず、定数を51から6減少させるということが本当に妥当なのかという点です。改選前の特別委員会の会議録を読み返したところですけども、一票の格差という問題を余りにも意識をし、国政選挙と同列に地方自治体の議員定数を検討してきたことが見てとれます。公職選挙法やこれまでの司法判断においても、地域代表を確保し、地域間の均衡を考慮して定めることができるというふうにされています。人口減少地域の民意をどのように酌み取るかという点も、地方自治の本旨に基づいて検討されるべきでありま

した。

さらに、議会の権能が最も発揮できる総定数の検討を行わず、結論を急ぎ過ぎていたのではないかと考えます。議会という組織が持つ様々な権能を最も効果的に発揮することができる総定数の検討に当たっては、現在の行政部門別常任委員会の機能を充実させていくという観点が欠かせません。常任委員会にそれぞれの属性が異なる会派や各地域の議員が所属をし、多様な議論を行っていくためには45を六つに分割をするということは、常任委員会の機能や権能を損なうおそれがありますし、現在でも多岐にわたる分野の常任委員会を統合させるということは、その専門性を損なうということになります。

人口減少地域や過疎地域など困難を抱える地域課題、あるいは社会的マイノリティと言われる方々の声を県政に反映させるためには、県民の代表である議員個々の活動はもとより、県民を代表する機関としての議会組織としての活動を活性化させていくということが極めて重要と言えます。

また、定数が1の選挙区が拡大してしまうということも問題だと思っています。私は、多様な民意を酌み取るためには定数1や定数2ではなく、定数3以上の選挙区が望ましいというふうに考えています。定数3以上の選挙区でこういう人も引っかかってくるわけなんです。

何が言いたいかといいますと、草の根運動いがとしても、これまでの選挙区調査特別委員会でも、選挙区の合区によって1人区を抑制し、各選挙区の定数を確保するという具体的な提案も行ってきたところです。いずれにしても、51を6削減し45で行う条例は欠陥がある条例であり、多様な民意を県政に反映させるという議会の権能、議会が持つ力を弱体化させるものだと指摘しておきたいと思います。

最後に、多くの県民の皆さんから、一度議決した条例を見直すことへの疑問や批判の声があるということも、これも事実です。私は、これまで述べてきたような欠陥や検討が不十分な点については、当然のことながら改選前の議会でもっと丁寧な議論を行うべきだったと考えています。そして、その上で内容にもし問題があるのであれば、そのときに堂々と反対をして否決をしていただきたかったというふうに思います。前回の議決は苦渋の決断だったとか断腸の思いだったという総括はもはや通用しないというふうに思います。一旦賛成したものを反対に転じるのであれば、県民の皆さんに正直な説明が必要であるということもあわせて申し添え、賛成討論といたします。

○小島智子議員

三重県北部の桑名市桑名郡選出の小島智子です。

私はアンテナが低いのでしょうか。この件に関して、実は私の選挙区の住民から直接全く御意見をいただいております。それは、残念なことでもあります。けれども、そのことをまず冒頭にお伝えし、議長のお許しをいただきまして、議提議案第1号について否決との委員長報告に反対、条例案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

ここに原稿はつくってありますけれども、今までの討論を聞いて、やはりまず自分の

ことからお話を申し上げなければいけないというふうに思っています。前回、45 案に私は賛成をいたしました。一票の格差の是正、それを本当に大切なものとして話し合いが進められてきた経緯があり、そのことについては自分自身も納得があったからです。しかし今、本当に人口減少が進み、特に南部地域が疲弊をし、人口減少がますます進んでいく中で、本当にそれでよかったのか、もっともっと全体の地域のことを考えるべきでなかったか、そういう痛切な反省の上に立って、今新しい条例案に賛同いたしております。

平成 25 年に設置された三重県議会選挙区調査特別委員会においては、様々な議論が行われています。その中で一票の格差の是正を基本に検討を行うんだということが確認されて、その上で結果、定数 45 の条例が成立しております。

今回提案されております条例案は、南部地域のみ 6 減の現条例の適用について見直しをし、定数 51 に戻すことです。そして、その理由としては、県政における重要課題である地域間格差、南北格差是正の観点に立ってさらなる調査、研究、検討をし、地域間の均衡、地域代表の視点を大きく取り入れて定数を定め直すということが掲げられています。今期も選挙区調査特別委員会が設置されて、今回は八つの検討課題が挙げられましたけれども、その中には地域間格差の問題というのも入っておりますけれども、考え方をしっかりと整理したり、深く議論されたりはしていないと承知をしています。

今回の提案が大変唐突である、ある方に言わせると禁じ手であるというようなこともありましたけれども、しかし県民へのアンケート調査の結果、様々な声がありました。しかし、その声を受け今しかない、今ここで声を上げなければ南部地域の多くの声にふたをしてしまうことになる、もう一度立ちどまって検討すべきという議員の判断のもと、議会のルール、民主主義のルールに沿って提案されたものであります。私は、今こそ踏みとどまるべきと地域代表としての判断からの提案だというふうに受けとめて、賛同をさせていただくものです。

議決責任は重い。決めたことを簡単に変えるのはいかなものか。その声は当然であります。議決責任を決して軽んじているわけではありません。

しかし一方で、決めたことを実行したときにどのような結果になるか、当然その結果にも責任を持つべきであると考えます。これが結果責任です。県民アンケートにある南部の皆さんの切実な声、将来に対する不安や心配、そんなものを切り捨てて進めることで結果責任が果たせるか、その点について私自身は大いに不安を覚えます。一旦決めたけれども、これは考え直すべきだ、決めたとおりに実行するほうが結果責任を負えないのではないかと考えるとき、様々な御批判を受けることは覚悟の上で決め直すのもまた私たち議員の判断、責任ではないでしょうか。

三重県において人口減少のカーブを県全体として緩やかなものにしていくということ、これは大きな課題です。

しかし、南部地域においては、地域の疲弊、先ほども申しましたが、過疎化が急に進んでいます。同地域の活性化を図り存続させていくか、待ったなしであります。ですか

ら今、地域間の均衡、地域代表という価値を、一票の格差の是正とともに定数を決める
ときの観点として、いかに入れ込むことができるか、検討する最後のチャンスです。45
で選挙をして、その後、考え直せばよい、そうおっしゃる方がいます。いいえ。今より
南部の人口は減っていくのです。その数年は取り返しがつきません。今しかチャンスは
ありません。

憲法には法のもとの平等がうたわれています。当然一票の格差の是正は進めていかな
ければなりません。

でも今、全国で訴訟も起こっています。違法では、適法では、判断は様々な状況、理
由により分かれるところですが、選挙がやり直しになったことは事実ございません。

かといって、この問題を放置してよいとも考えてはおりません。人口比例、一票の格
差をどう是正するか、これは基本中の基本。

しかし、もう一方の側面、地域間の均衡、地域代表の確保を三重県としてどうバラ
ンスを調整していくのか、今後取り組むべき課題であると考えます。

他県でもこれら二つの観点について様々な検討が行われています。公職選挙法第 15
条第 8 項のただし書きでは、議員の数について、特別の事情があるときは、おおむね人
口を基準とし地域間の均衡を考慮して定めることができるとあり、全国の過半数を超え
る都道府県がそれを適用しています。先ほどの話にありました稲森議員の中に、委員会
の数と属する人数との関係で議員定数全体を決め、地域間格差を考慮して選挙区の定数
を割り出しているところもあります。全国議長会での問題提起、有識者との意見交換、
他県等へのベンチマーキングなど、この難しい問題にどう立ち向かうか、精いっぱい
の内容を検討することこそ、三重県議会が先導して行うべきであると考えます。

最後です。先日、地元の小学校の卒業式に参加をしました。桑名には大きな団地があ
ります。その団地から通う小学生が大変増加をしていて、卒業生 2 クラスに対して来
年度新生は何と 4 クラスです。みえ少人数の適用ではありません。あと数人増えれば
5 クラスにもなるかという人数であるということです。子どもたちの呼びかけをした
り歌を歌う横顔を見ながら、子どもは未来そのものだと、その地域にとっての未来だ
というふうに改めて感じました。

この子どもたちが通う学校が地域からなくなっています。圧倒的に、南部地域で。そ
れぞれの地域が抱える課題に対して全ての議員が自覚と責任を持って対応すること、こ
れは前委員長の委員長報告にありました。私もそのとおりだと思います。

しかし、川の流れ、高潮の様子、山の色、海のおい、山深い土地での暮らしなど、
日々そこで生き暮らすからこそ感じ、わかることも多いはずです。そこで生き、暮らし
ていなければ、逆に言えば、わからないことも多いということです。

いずれ、ここにいる私たち誰もが議員でなくなります。自己保身などという薄っぺ
らな価値観ではなくて、あのとき踏みとどまってよかったと言える、そんな中身のある
検討を三重県議会としてできること、それが可能な議会であることを強く強く願って
います。

本条例案否決の委員長報告に反対し、条例案に賛同の意を最後に表明し、討論を終結いたします。どうか県議会議員各位のこの条例案に対する賛同を心からお願いを申し上げまして、討論とさせていただきます。御清聴いただきましてありがとうございました。

⑱ 提出された条例案

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「五十一人」を「四十五人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「四人」を「三人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表鳥羽市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市・志摩市選挙区	鳥羽市 志摩市	二人
------------	---------	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表志摩市選挙区の項を削り、同表多気郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

⑱ 提案説明（平成 30 年 7 月 24 日 本会議）

○館直人議員

それでは、ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出者を代表いたしまして提案説明を申し上げます。

議提議案第 7 号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案は、県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、所要の改正を行うものであります。

三重県議会の議員の定数等については、平成 26 年 5 月 16 日の本会議で、県内の各選挙区間における一票の格差の是正を図るため、議員定数を 45 人などとする改正条例案が大多数の議員の御賛同のもと可決、成立いたしました。

その際、改正条例の施行期日は平成 27 年 5 月 1 日からとされ、平成 31 年 4 月、つまり来年 4 月に予定される一般選挙は、改正条例が適用される初めての選挙として執行されることとなりました。

ところが本年 2 月 26 日、一度議決した議員定数を 45 人などとする条例を一度も適用することなく、議員定数を 51 人に戻すことなどを内容とする議提議案が提出され、3 月 22 日の本会議で僅差ながら賛成多数で可決されてしまいました。

これにより平成 31 年 4 月に予定される一般選挙における議員の定数等は、平成 26 年 5 月 16 日の採決前の状態に逆戻りすることとなってしまったのであります。

このことは大きく三つの問題を露呈したと言えます。

その一つは、一票の格差の問題であります。平成 26 年 5 月の条例改正により、平成 27 年の国勢調査に基づく一票の格差は 2.93 倍から 1.66 倍に改善されることとなりましたが、議員定数が現状の 51 人に戻ったことで、再び 3 倍に迫る状態へ悪化することとなりました。

憲法においては、法の下での平等として県民の一票の価値、投票の価値の平等の追求が強く要請されているものと解されるとともに、公職選挙法においては、県議会議員の定数の決定に当たっては、人口比例を最も重要かつ基本的な基準としています。つまり、議員定数が 51 人に戻ってしまったことは、憲法や公職選挙法の趣旨に反する状況に再び陥ったと言わざるを得ません。

その二つは、議決責任の問題であります。平成 26 年 5 月の条例改正においては、改正内容の適用を次回的一般選挙からとせず、次々回的一般選挙、すなわち平成 31 年 4 月に予定される一般選挙からとしました。

これは、新たに 4 選挙区を一人区とすることや合区などにより、議員総定数を 6 人減らすという、これまでにないような改正内容であったことから、対象選挙区や県民の皆さんへ十分に周知する期間が必要との意見を考慮した上での、やむを得ない措置でありました。

また、県議会議員として自覚と責任を持って県政課題や資質の向上等を図ることを附帯事項として決定し、県民の皆さんに対して、次々回的一般選挙から議員定数を削減す

ることで一票の格差を是正することを県議会自らが決意・議決してお約束をし、御理解をお願いするものであります。

しかし、三重県議会は本年3月22日、一度議決した改正条例を一度も履行することなく議員の定数等を現状に戻し、4年前に県民の皆さんと交わした約束をほごにし、議決責任を放棄する道を選択してしまいました。

この本会議の採決で多くの反対に回った議員が危惧したとおり、議決以降、多くの県民の皆さんから厳しい御批判をいただいていることは、御承知のとおりであります。

また、先月の6月定例会議では、次期改選までの削減を見据えた議員定数の見直しに係る検討を求める請願が提出されました。

これらの事実を背景に、本請願は、付託された常任委員会では、採択すべきものと判断されたものの、本会議では不採択となり、このことは数の論理ではなく、理の論理で分権時代を先導する議会改革先進県であることを自負する三重県議会の歴史に、大きな汚点を残す結果となりました。

そして、その三つ目は、これまで調査、検討を重ねてきた特別委員会や検討会議で決定した附帯事項を遵守することなく、一票の格差の是正や議員の定数削減など、県民の皆さんとの約束を先送りすることにあります。

附帯事項とは、今後見直し等を行う際のその考え方の方向を示した三重県議会としての決意であり、まさに県民の皆さんとの約束事でもあります。

平成12年3月、三重県議会は自ら率先して議員定数を4人減らして51人とし、国勢調査の結果等を踏まえ、さらに議員定数の削減を行うことを附帯事項として決定しました。

しかし、その後の平成17年に設置された特別委員会と平成21年に設置された検討会では、県民の皆さんと約束した一票の格差の是正や議員の定数削減等を先送りしてきました。

そして、平成25年1月に設置された特別委員会では、過去に決定された附帯事項を踏まえ、一票の格差を2倍以内には正することを基本に、議員定数の削減や選挙区の見直し等の検討を行うことを合意事項とし、議員の総定数、選挙区人口と定数の逆転現象区、任意合区対象区、一人区、公職選挙法第15条第8項のただし書きの適用など、多くの課題について総合的に調査、検討を行い、ようやく13年ぶりに、議員定数を45人などとする条例改正を行ったのであります。

議員定数を51人に戻したまま、来年、平成31年4月に予定される一般選挙を迎えるとなれば19年間、改選後に見直しをしたとしても、それが適用される一般選挙まで23年間も先送り、放置することとなり、県民の皆さんの代表である三重県議会として、絶対に許されることではありません。

るる申し上げましたが、もうこれ以上、三重県議会の信頼を失墜させるわけにはいきません。

ですから、三重県議会としての信義誠実の原則、観点からも、多くの県民の皆さんか

らの御批判を真摯に受けとめ、平成 26 年 5 月の議決でお示した県民の皆さんとの約束を完遂するため、改めて三重県議会の議員定数を 45 人とすることを柱とする条例改正を行うことをここに提案いたします。

以上が本条例案の提案説明であります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

⑳ 議案質疑（平成 30 年 7 月 24 日 本会議）

○日沖正信議員（質疑）

新政みえ、いなべ市・員弁郡選出の日沖正信です。議長のお許しをいただきましたので、今回上程されました議提議案第 7 号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に対して議案質疑を行います。

今回の議案は、本年の 2 月定例会月会議において議論し、3 月 22 日に可決されました三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例と同じ、議員定数と選挙区について条例改正を求める議案でございます。そして、さらにはその可決されるまでの前の条例そのものに戻すという案でございます。

今回のこのことは、条例の内容以前に 3 月に議決したものをすぐにもとに戻そうとする同じことの繰り返しになるというところに、私は議員として大きな懸念を感じますし、今後のためにも極めて慎重に考えるべきことと思います。やはり私どもは、この議提議案第 7 号は、三重県議会会議規則における一事不再議に当たる案件だと判断をいたしております。

三重県議会会議規則第 16 条には、議会で議決された事件については同一会期中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときはこの限りでないとございます。この原則は同一会期中に同一事件について何度も議決をすることは議事の非効率化を招くとともに、審議の都度、異なる意思が存在する結果を生ずることにもなり、議会整理と議会意思の権威上、好ましくないために規定されているもので、これまでも何度も引用され、このたびのことは通して、その解釈や判断の議論が交わされてまいりましたところでございます。

3 月に上程された議員定数等に関する条例案については、それぞれの意見、主張がなかなか相入れないところもありましたけれども、議会での採決の結果、可決し、三重県議会としての意思が決定しました。

にもかかわらず、再度、今会期中に三重県議会の定数と選挙区について改正する議案を上程するということは、特にさきの改正前の内容そのものに戻すということも踏まえて、これを一事不再議に当たるものと言わずして、何を一事不再議というか、私どもはそういうふうには思っております。

本議案の提案説明の中でも述べられておられたところでございますけれども、3 月の議決後、多くの県民の方々から様々な声が寄せられており、そのことを客観的な事情の変更と捉えておられることもあるのかもしれませんが、当然、その貴重な御意見を真摯に受けとめることは大切です。だからこそ、私は三重県議会基本条例第 6 条の 2 に、議会は議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民の意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行うものとする定められているように、不断の見直しを行っていくことと第三者委員会を設置して有識者の方々の御意見もい

ただきながら、三重県議会の適正な定数と選挙区を決めていく取組を改めてしっかりと進めていくことが重要であり、このことが3月のときに議決した議決責任であると私は考えております。今回の議案について一事不再議に当たるかどうかは議会運営委員会でも議論をいただきましたところでございますけれども、議論が平行線のままのため、一事不再議に当たるかどうかの採決が行われ、結果、多数決により一事不再議には当たらないということになり、今回の条例案が上程されたわけでございますけれども、繰り返すことになりますけれども、私はこの議案についてはそもそもが一事不再議の規則に反するとの認識は変わりません。

そこで今回、議案提出に当たって今一度、一事不再議には当たらないと主張される理由を改めて説明いただきたくお願いいたしたいというふうに思います。

そしてまた、今回の議案は議員定数や選挙区に関する議案であり、私たち現職の議員だけの問題ではなく、これから新たに県議会議員に立候補を考えておられる方々、選挙の有権者である県民の方々に大きく影響することとなります。3月の議会で51人に戻す議提条例案を提出された方々は、県民の方々への周知期間を最低でも1年間が必要であるとの認識から、3月がリミットであるとして提案されたと伺っております。本日の議案聴取会においても、議員の定数、選挙区に関する条例改正に当たっての最低1年間程度の周知期間の必要性について、その認識を問われる御発言もございましたが、周知期間として1年間程度は見るということとは、さきの選挙区調査特別委員会でも共通して確認されたものであると私も理解をいたしております。今回、この時期に上程され、審議を経て採決がさらに先になるとすれば、県民の方々への周知期間はどんどん短くなってまいります。

もちろん、衆議院における突然の解散の時のように、急な選挙でも執行してきたことを考えますと、たとえ周知期間が短くても選挙を執行すること自体は可能であるとは思いますが、次の選挙が迫っている今の時期に、定数や選挙区をたびたび変えることは、県民の方々に対して混乱を招くだけではないでしょうか。それでもなお、この時期に議案を上程するということに対するお考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上2点、よろしくお願いたします。

○津田健児議員（答弁）

まず、1番目の本議案の提出が三重県議会会議規則第16条の一事不再議に当たらないかという理由についてでございますが、本来は議会運営委員会で議論されるべきだというふうに思っておりますが、私のほうから一言言わせてください。

周知のとおり、一事不再議は法律で定められたものではありません。

ただし、地方自治法第120条で普通地方公共団体の議会は会議規則を設けなければならないと定めており、ほとんどの地方議会はその会議規則の中に一事不再議の項目を入れております。

三重県議会では、三重県議会会議規則第 16 条に一事不再議の項目があつて、議会で議決された事件については、同一会議中には再び提出することができないとあります。その一事不再議かどうかは議運の申し合わせ事項で議会運営委員会で決定することとなっています。そして、上程された 45 の議員定数条例は、その議会運営委員会において一事不再議には当たらず、正式な手続を踏んで上程されたものと考えております。

これから私の私見でございます。このたびの議運の議論では、一事不再議の一事でないことが議論され、その内容で多数決の末、一事でないことが認められました。私は一事不再議の例外規定である事情変更にも当たるものだと個人的には思っています。前回の特別委員会では議会事務局から出してみないと違法かどうか分からない条例であると指摘されながら、裁判はケース・バイ・ケースとろくに議論もせずに採決に至りましたが、このたびは議会運営委員会の説明でもさせていただきましたが、元最高裁判事、直近の県会選挙無効裁判の裁判長からも違法性が指摘されているので、採決に至った前提が違法かどうか分からないから、違法性が限りなく高い条例となり、これこそ事情変更だと個人的には思っています。ぜひ付託された委員会では、しっかりとこの点について明らかにしていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、条例提案者として一義的に一事不再議でない判断した理由は、議会運営委員会や議案説明のときに述べたとおりでございます。

それから、2 番目の最低 1 年間程度周知期間を必要とすることについての考え方。我々は最低 1 年間程度周知期間を必要とするということを委員で確認したわけでもなく、合意したものではありません。前回の三谷委員長の個人的な目標として書かれたものだというふうに理解をしております。

これも私のちょっと意見でございますけれども、お聞きしたいと思っております。選挙区議員定数の変更の周知期間について、一定の期間が必要であるとは考えています。直近では昨年 10 月に行われました衆議院選挙では、区割り改正法が公布、施行されてから 4 カ月、衆議院議員選挙区画定審議会が総理に対して勧告がなされてから 6 カ月間の周知期間で選挙が行われました。候補者やその関係者は大変だったと思いますが、有権者は特に混乱もなく選挙が行われたものだと思います。投票率においても前回平成 26 年に行われた投票率とほぼ同水準の 56%前後でした。一票の格差を 2 倍未満とする党の議論が何年も続いていたので、周知期間が 4 カ月という短い期間でも国民の理解が進み、説明責任が果たされたものだと思っております。

一方、平成 26 年の三重県議会定数 45 条例は、次回ではなく次々回の選挙、来年 4 月に適用されるように周知期間を約 5 年、非常に長い周知期間としました。次回、平成 27 年の選挙から適用されるべきとの多くの批判を受ける中、必ず 5 年後、次々回の選挙で適用されることを県民に約束し、定数 45 条例を決定いたしました。

しかしながら、この約束された条例は改正をされ、県民との約束はほごにされる結果となりました。これに多くの国民から失望や御批判の声をいただいているのは周知のとおりです。

周知期間の適切性についての質問でございますけれども、一番大切なことは県民の納得性だと思っています。

ただ、次回三重県議会議員選挙まで約8カ月となりました。長い周知期間でないことは認識をしておりますので、スムーズな、しかも慎重な審議をしていただくようお願い申し上げます、まずは終わります。

○日沖正信議員（質疑）

ありがとうございました、御答弁いただきまして。

もう時間がございませんので、なかなかこれ以上、議論をする余裕もございませんけれども、先ほど御答弁いただいて、一事不再議にかかわることについては、これまでも議論もしたし、議会運営委員会で決定したことであるからということがまず大きくございました。議会運営委員会で決定されたことは紛れもない事実でございますので、それは私どもも認識させていただかなければなりません。

ただ、私はここで質問として自分のなかなか理解できない部分について質問をさせていただきました。

そして、周知期間についても、やはりこの議案にかかるこれまでの経過なども含めて、それほど必要やないんじゃないかということなどもお考え方も合わせて御答弁いただきましたけれども、しかし一事不再議については、やっぱり提案される皆さんの本当、熱意とか主張については真摯に向き合わせていただきたいというふうに当然考えておりますけれども、そうであっても、しかしやっぱり同じ会期中で同じようなことを行ったり、戻ったりして、同一会期の議会意思が何度も変わるかもしれない、まさに今のこの状況を一事不再議として会議規則で戒めているのだと私は強く主張させていただきたいというふうに思いますし、本当にこの同一会期内にこんな状況がある議会の姿というものが正しいものか、今一度考えていただきたいというふうに思います。

そして、周知期間についてはやっぱり一定の理解をいただくために、当然私たちはしっかりと共有をして、今回の提出者は周知期間の猶予が余りにもございませんので、そのところをもっと丁寧に考えていただくべきじゃないかということを強く主張させていただきます。

以上、改めて申し上げさせていただいて、時間でございますので質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○岡野恵美議員（質疑）

日本共産党、津市選出の岡野恵美です。議提議案第7号についての質疑を行います。

提出者は、三重県議会議員の現在の定数51人を45人に6人も削減しようとする議案を提出されました。提案理由は、県内の各選挙区における一票の格差の是正を図るためということであります。

そこでぜひお伺いします。議員の数が減ったら政治がよくなるとお考えでしょうか。

お答えお願いいたします。

○館直人議員（答弁）

答弁ということでありまして、議員削減が政治がよくなるのかということでありまして、こういうことはちょっとこの今の問題とは別かなと、私はこのように思います。

と申しますのも、議員の定数削減に至ったということについては、一票の格差の是正をしていくことによって、県民の皆さんのその権利を守ろうというのが大きなものがあります。この議員の削減については、もう既に皆様方もこれまでの特別委員会等々のその報告書もごらんをいただいているんだ、確認をいただいているんだというふうに思いますけれども、一番初めの附帯決議で上がってきたものは平成12年3月だったと、このように思います。

この中で議員定数についての考え方、時代の変革の中で全国の市町村議会、都道府県議会、大体この定数を削減している状況にあるようで、その中で三重県議会としてどうするかといったときには、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中で、この自ら率先して議員定数削減に取り組んでいく、その姿勢を示すべきであるということで、このことが附帯事項としてずっと乗ってきたということでありまして。

提案説明の中でも申し上げました。また、聴取会の中でも申し上げましたけれども、51人でいった場合、平成27年の国勢調査からいけば2.93倍になる、それを県議会の議決を経て、それでは駄目だということで1.66倍にしてきたと、これが経過であります。そして、現在の数はどうかと言えば、県の統計情報によるところによっていくと、51人にした場合は、この本年、平成30年の1月では3.08倍、そして4月には3.10倍、そして6月はどうかというと3.11倍、確実にその倍率が大きくなっていくというのが現実であります。

3以上は違憲の状態なんだという指摘もありますけれども、そのこともよく考えなければならぬだろうと、こう思いますし、この一票の格差、先ほども申し上げたけれども、法の下での平等ということをして誰がするかと言えば、やはり議会自らがこれ要請されていることだ、それを自分たちが決めてやってきたのに、それをまたもとに戻して51になるというのは本当に県民の皆さんにおいても大きな疑問、また意見もあるだろうというふうに思います。

そして、その中でいろいろ出てきておりましたけれども、議論をされてきた中で一番大きな問題、45にしたときの部分では一人区の問題がパブリックコメントで多くの指摘がありました。このことにも真摯に向かって議論をしてきたということも皆さん、よく御承知をいただいているんだというふうに思います。

そこで、政治がよくなるかと言えば、よく言われる民信なくば立たずということだと私は思います。県民の皆さんのその信頼を得る、そのまた県民の皆さんとの信頼を築くこと、それは県民の皆さんのそのお声であったり、またその期待に応えていくこと、私

どもが一致結束をして取り組んでいくことが必要なんだろう。そのことによって政治はよくなっていくんだと、私はこのように考えております。

とりあえず、このように答弁させていただきました。

○岡野恵美議員（質疑）

民なきは信立たずという御答弁でございましたが、民の声を度返しして定数を削減していくことが、本当にそれが民の声を届けることになるのかということでは、全く逆行しているというふうには言わざるを得ません。

私は、そもそも定数削減の問題で、このような混乱がもたらされたのは、平成 12 年 3 月、2000 年の 3 月、51 定数を決めたとき、都市部の定数を 4 議席削減したことにあると思います。このとき減らしたのは四日市、津市、鈴鹿市、松阪市飯南郡でありました。

そこで提案者の四日市市選出の津田議員にお伺いします。

当時の議席数は 55、そして当時の法定定数は 58 でした。法定定数はあくまでも参考ですが、その法定定数よりも減らして 51 議席にした、その当時、法定定数よりも少なかった議席数 55 をさらに減らして 51 にした、その当時の削減についてどのように思われるでしょうか。お願いします。

○津田健児議員（答弁）

お答えします。

平成 12 年の定数条例では、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる都市部を削減の対象にいたしました。御存じのとおり、51 を議員定数とすると四日市市の配当基数は 9 人でございます。それから、鈴鹿は 5 人だったと思います。松阪は 5 人だったかな。津市も 8 人でございます。

本日の提案説明にもありましたが、憲法において法の下での平等として県民の一票の価値、投票価値の平等の追求が強く求められていると解されるとともに、公職選挙法においては県議会議員の定数の決定に当たっては、人口比例を最も重要かつ基本的な基準としておりますという説明がありました。本来、選挙区定数を考えるときに、今でも人口比例を最も重要な要素として議論すべきだと考えております。

しかしながら、平成 12 年の委員長報告にもありましたように、地方議会議員選挙定数訴訟判決から判断し、一票の格差を最大 2.07 倍を超えないことや国勢調査の結果等を踏まえ、さらに県議会議員定数削減を行うなどを今後の議会へしっかりと送ったこと、リレーされたことを理解し、現在も議会人として、議員の説明責任としてその約束は守られるべきだと考えています。

加えて一言申し上げますと、平成 12 年、附帯決議の中の地方議会議員選挙定数訴訟判決から判断をし、一票の格差を最大 2.07 倍を超えないとしたのは、条例提案者である三谷議員のこの発言によるところが非常に大きいと思われれます。そのまま言います。

国政の場合は3倍を超えると違憲で、3倍までは合憲。しかし、地方議会は選挙区も狭く、住民と候補者の関係もより密接であることから、より厳格に適用されてしかるべき。ぜひ議会改革の先頭に立っていただき、議会改革推進会議会長として尊敬申し上げた、今でも尊敬、ちょっとしていますが、三谷議員には決定過程、プロセスの質についても責任をしっかりと果たしていただきたいと思います。

以上です。

○岡野恵美議員（質疑）

その当時のことも考えれば、四日市市が9人、津市は8人であってもよかったということでございます。ですから、まともに、そのときになぜ減らしたかということが混乱をもたらしているわけです。法定定数よりもさらに減らしたと。で、発端。そのとき、私たち日本共産党は多様な民意が減らされてしまうと言って反対しました。

しかし、このとき、都市部の次に人口の少ないところを減らすという条件をつけて強引に押し通した。私はそのように思っております。

このことが今回のような混乱をもたらしたものであると思います。当時は、郡部も都市部も今のように急激に人口は減っていなかったはずであります。

その当時の平成の合併で、69市町村から今や29市町になっております。地方議員数は2003年11月30日時点の1122人から2014年（平成26年）4月1日時点の536人へと当時の48%になってしまっております。

これらのことによって、既に民意が届きにくくなってしまったのではないのでしょうか。

民意ということであれば、2000年のとき、声なき声が削られた。まさに民意が届きにくくなってきたことに根本原因がある。そして、それが証拠にその後、郡部の定数を削減するという事はなかなかまとまらなかった。先延ばし先延ばしにしている、そのことが問題になって、4年前も今回も特別委員会をつくって議論をしたわけですがけれども、まさに平行線をたどったというのが現状です。それだけ郡部は深刻なんです。

だからこそ、2月定例会で、議提議案で郡部の民意を減らさずに、次の新しい議会で十分議論しましょう。第三者委員会をつくって学識経験者の意見を入れて、しっかりと議論しようということになったのではありませんか。こういう結論を導き出したわけでありまして。先ほども一事不再議の問題もありました。私たちもそのこともそうだというふうに思っております。

そして、三重県財政の厳しさについても議論があったところでございますが、民意をしっかりと受けとめる、そういう議論ができる議会であってしかるべきでありますし、1億2000万円という話もありましたけれども、そうなればもう少し、7000億円以上の一般会計を持っている、この県議会で1億2000万円出せないはずはないし、我々議員も削減というようなことも考えつつ、まさに民主的にどうあるべきかというところの議論がまず第一だというふうに思っております。

一票の格差を減らしたら、これ以上郡部を減らしたら地方創生にも逆行するという切

実な訴えもございました。私はこういう声を真摯に聞くようなことのできる、そういう県議会であってしかるべきです。多様な民意を汲み尽くす県議会にしていく、これが本当の議会改革であると思います。先ほども議会改革の一貫としてこれが進められてきたというふうなことでありましたけれども、非常に唐突でした。

私は、あえてこのことを申し上げておかんとこかなと思ったんですけども、やっぱり少し言っておきたいと思います。このときに、私たちは3議席ありました。定数削減で残念ながら議員はゼロになってしまいました。その民意は外されてしまったんです。ですから、このことはあえて申し上げないでおこうと思ったんですけどもちょっと、私たちの民意も、共産党の後ろにはたくさんの民意がついていると、そういうことも知っていただきたいと思います。公平な議員定数のあり方について再度議論すべきであるというふうに思っておりますので、今度のこの提案には納得がいかないということを申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

⑳ 総務地域連携常任委員会 委員長報告(平成30年9月14日 本会議)

○服部富男議員

御報告申し上げます。

総務地域連携常任委員会に審査を付託されました議提議案第7号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る8月17日に委員会を開催し、関係当局並びに提出者の出席を求め審査いたしました結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

② 討論（平成 30 年 9 月 14 日 本会議）

【原案（議員定数 51 人から 45 人に改めること）に反対する立場からの討論】

○津村衛議員

おはようございます。新政みえ所属、尾鷲市・北牟婁郡選出の津村衛です。

今回上程されました議提議案第 7 号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論を行います。

本条例案に対しては、これまでも議会運営委員会、議案質疑、総務地域連携常任委員会において、一事不再議に当たると何度も指摘があったように、私自身も、この条例案については一事不再議に当たると認識しており、提案された条例案の中身ではなく、提案自体が不適切であると指摘をせざるを得ません。

これまでも何度も議論されてきましたが、三重県議会会議規則第 16 条には「議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りではない」とあります。この原則は同一会期中に同一事件について何度も議決をすることは、議事の非効率を招くとともに、審議の都度、異なる意思が存在する結果を生ずることにもなり、議会整理と議会意思の権威上、好ましくないために規定されているものです。

また、一事不再議の規定の例外として、「事情の変更があったときは、この限りではない」とされておりますが、議決後に客観的な事情の変更があれば、一事不再議の原則は適用しないことにはなっていますが、現在そのような客観的な事情の変更は見受けられません。

さらには選挙まで約半年という時期に選挙区や定数などを変更する条例案を上程することは、県民の皆様への周知の期間を考えても余りにも短期的であり、この条例案には賛成することができません。

私は、平成 26 年 5 月の本会議において、平成 31 年 4 月の選挙から議員定数を 45 人にする条例に賛成をしました。にもかかわらず、本年 3 月の本会議において議員定数を 51 人に戻す議提条例案に賛成いたしました。

賛同いただいている県民の方々の意見も多数寄せられてはいますが、一票の格差が拡大することや、一度決めた定数減を一度も選挙しないままもとに戻すということ、県民の皆様への約束をほごにしている、あるいは議決責任を軽んじているという多くの厳しい御意見や御批判があることは、十分に理解をしています。

また、私自身が定数減に該当する選挙区の一人であるため、自らの保身のためであろうと言う厳しい批判の声も当然いただいていますし、そのように捉えられる方がみえることも理解いたします。

また、定数を 51 人に戻したことにより、次期選挙後から議会経費が削減される予定であったことが、先延ばしになったのは事実ではありますが、現在、議員各位の御理解により、議会経費削減に関する検討プロジェクト会議が立ち上がり、議会経費の削減に関

しての検討が本格的に始まろうとしています。

議決責任は、当然議員にとって最も重要で重いものであると認識をしています。

しかし、議決責任とは議決したことに対する責任とともに、その後の結果に対しての責任も負わなければいけないと考えています。

南部地域を中心に6人削減し1人区が増える定数45人にした場合、過疎化、高齢化、人口減少、医療や福祉や教育、一次産業の振興などの課題に対して南部地域の県民の皆さんの声を県政に届けることができるのか、また県政と県民の方々のつながりや協働共生の橋渡しができるのか、想定されている大きな災害に対して防災や減災、あるいは復旧復興に向けた十分な取組ができるのかを考えたとき、今、定数を45人に削減することは、県民の方々にとって不利益のほうが大きくなる可能性が高いのではないかと私は考えます。

また、一票の格差是正を中心に議論を進めれば、人口減少が進む地域では議員がさらに減り、県民の方々の声が県政に届きにくくなる可能性も否定はできません。

平成26年5月に45人定数を決めるときの議論や採決のときに、私自身がそこまで深く先のことを考えて決断できなかったことに対して言いわけの余地はなく、県民の皆さんに大変申しわけなく感じていますが、批判は覚悟の上で、もう一度改めて議員定数の議論をするべきだと考えています。

51人の定数が最良であり、この定数51人を未来永劫続けることではなく、現在、代表者会議で議論となっている第三者機関を早期に設置し、一票の格差の議論も踏まえつつ、地域間の均衡を考慮し、できるだけ多くの県民の多様な意見を反映できる議員定数のあり方を改選後に、この三重県から全国に先駆けてつくり上げていくべきだと考え、次期選挙から議員定数45に減らすという今回の議提議案第7号に賛成することはできません。

議員各位におかれましては一人でも多くの方に御賛同いただくことをお願い申し上げます、反対の討論とさせていただきます。

○山本里香議員

日本共産党より議提議案第7号について反対の立場から討論をいたします。

議提議案第7号の内容は、三重県議会議員の議員定数を45にするというものです。さきの3月に定数51が決まり、現行条例は51となっているものです。

しかし、私どもが2015年、議会に議席を持ってからも特別委員会をつくり議論がなされ、県民の皆さんにも様々御意見をいただきました。次期県議会議員選挙まで1年を切るということで、3月の議員提案採決の末で51に戻り現行となっていますが、今またこの時期に改正案が出されたことに違和感を禁じ得ません。

これまでの流れの中で、改正1年前には決定しておこうということが基本にあったと私は認識をしています。まず前提に、定数問題の経過をたどれば、2003年に都市部を4減にして、55から51と定数削減をしました。このときは、定数減と引きかえに格差が

増大したのです。当時の一票の格差解消よりも、議員定数削減をやりよいところでしたことが今回の混迷の発端です。格差が拡大したため、人口の少ない南部地域で調整を次にはするということでしたが、その間、議論のたびに調整がつきませんでした。人口が少ない地域での議員数が限界に来ているからという判断にこれまではなっていたからです。そして、2014年を迎え人口減少の大きい南部地域で6減し、51から45、再検討をすることができるという条件のもと、実施は先送りの2019年の選挙からと決まりました。その後、新しい議会の中で、先ほど申したように、議論が再開したわけです。特別委員会は答えを出せず、2018年3月に議員提案で51に戻りました。12年間の不動に加え、たびたびの改正時にこれら条件をつけなくてはならなかったことが端的に問題の深さを物語っています。

私どもは、この論議に直接参加してから、一貫してこの経緯にこそ問題があり立ち戻るべき、一票の格差解消をと言いながら、議員定数が先にある論議はおかしいとの立場をとってきました。私どもが議席がなかったころのこととはいえ、もう45に決まってしまうのだから、そのことから出発しなければならないのではないか、一度も実施せずにもとへ戻すのはおかしいのではないかということの間で悩むこともありました。

しかし、一度決まったことに否を唱えることができなければ議会活動は停滞してしまいます。

定数削減ありきで進んできたこの論議の行き着く先は、議員は要らないという民主主義の崩壊だと考え、今、基本的なことから次の論議へ進まなくてはならないと、51が最良ではないけれども、そこからの論議を始めるべきとします。

さて、今さら言うまでもありませんが、議会は自治体の最終意思決定の場であり、執行機関をチェックする機能を持つ、いわば地方自治の根幹をなすものです。議会では多様な意見が出される中で、実態を明らかにして政治や行政に生かしていくことこそ重要です。減らすことが目的の論議は住民の意思をないがしろにすることです。この間、平成の大合併と三重県でも69市町村から今や29市町と半分以下の数となり、地方議員の数も2003年、1122人から2014年、536人へと半分以下の48%になっています。

私たち日本共産党県議団は、住民の代表である議員の数が半減していることは、これまでの住民の切実な声や暮らしの要求などが見逃され、政治や行政に届けられることまで半減しているのではないかと、大変心配をしています。様々努力はあると思いますが、心配は尽きません。定数削減ばかりに走る議会改革論は、知事に対する議会の権能を弱める危うさをはらんでいます。

また、一人区、二人区はできるだけ回避すべきと考えます。今回、一人区を多くすることが問題となっています。2が1に減るということは、今までバランスをとってきたもう一方の声がかき消されることとなります。2017年、衆議院議員選挙での小選挙区一人区において、自民党が有権者の17%の投票しかない中、げたを履かせて圧勝した今の状況がこのことを証明しています。

議員定数は削減したほうがよいとの御意見が多々あります。その趣旨は財政難の折、歳費などの税金の無駄をなくせということにあると思います。税金の無駄をなくせということでは、私たち日本共産党県議団も全く同じ思いで、これまでも議会の中で無駄は許せんと、予算、決算では県政の無駄遣いを指摘してきました。反対もしてきました。

無駄を削るには、まず第一に大きな無駄から手をつけることが必要です。議会経費は2017年度決算で約15.5億円、県の予算の全体9164億円のうちの0.17%です。日本共産党以外の議員は伊勢志摩サミット開催のための90億円余りの負担に賛成をしました。そのために、消えた横断歩道が目立ったのは事実です。

さらに、日本共産党県議団はやめるように申し入れています。この3年間で議員32名が政務活動費での海外視察で2984万円使っています。歴代知事の言いなりになって破綻し、市町に負担を負わせるRDF発電、建設費県負担97億円、事故賠償金40億円。破綻し、既に跡形もないガス化溶融炉、建設費県負担115億円、赤字補填20億円。高い水道料金を押しつけている長良川河口堰、建設費県負担684億円。これだけでも合計956億円。ほかにも木曾岬干拓、サンアリーナ、ハイテクプラネット21等々、積み重なって財政難の一因になっています。

1兆4120億円の借金を抱え、返済を毎日3.3億円しています。これらの大きな無駄を進め、そのままにしておいて身を削ると言い、議員自身を無駄の対象とし、海外視察をやめない議員から出される経費削減に道理はありません。

以上、議員の皆さんにお呼びかけをし、議提議案第7号の反対討論といたします。

【原案（議員定数51人から45人に改めること）に賛成する立場からの討論】

○石田成生議員

議提議案第7号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案を可決とした常任委員会の審査結果に、賛成の立場で討論を行います。

約4年前、平成26年5月16日、三重県議会は議員定数を51から45に6議席減じました。45議席案に対し賛成が41、反対が7で可決をされました。これは一票の格差是正から始まった三重県議会の選挙区と定数議論に決着をつけたものであり、県民から評価されるものでありましたが、本年3月22日、人口が減少し、産業が衰退していく南部地域の抱える課題を解決に向かわせるには、さらなる調査研究と検討が必要であるという理由で、提案された議員定数を51に戻す議案が1票差で可決され、現行条例は定数51であります。

そしてもう一度、定数を45にする議案が7月24日に上程されました。議員定数を45にしようとする理由は、最も重要かつ基本的な基準である人口比例によりますが、ただ単に来期の任期4年間で6議席多くするのか、少なくするのかわけではなく、三重県議会がどこに向かうのかを決める大きな分かれ道であると思うのです。改革先進議会を自負する三重県議会が向かうべき方向は定数45の先にあります。それぞれの議員が自ら

の選挙区に限らず、全県的に課題把握、政策提言をしなければならないという理想に一歩でも向かうべきであり、それが改革先進議会である三重県議会であると確信をします。

ともすれば、今日まで私たちは自らの選挙区から出ることは少なかったかもしれませんが、次回の改選後は議会の新体制のもとに、オール県議会で県全体の課題に取り組む、そのルール化を進めなければならず、このたびの定数 45 により、その入口に立つことができる真の改革先進議会三重県議会を全国に示す大きなチャンスであると思います。

一歩でも、1 ミリでも理想に近づくことが私たちに託されています。離島住民の生活を支えるための定期航路や離島架橋、漂着ごみ問題、伊勢志摩国立公園の活用について、林業の人材育成を、大仏山地域の活用を、津波避難経路の検証を県議会全員で取り組まなければならないのです。そして、四日市港の活性化、産業廃棄物、不法投棄の行政代執行や、木曾岬干拓地の課題も一緒に考えてほしいのです。

先般、常任委員会の県外調査で訪れた福岡県議会は、特別委員会が平成 27 年 6 月から六つ設置されており、前回の改選直後から 4 年間続けられています。そして、常任委員会をまたぐような内容での設置には限っておりません。

例えば、来年の改選後、南部地域の 1 点の課題に特化した特別委員会を立ち上げ、4 年間継続させるなど 45 人で三重県全体の課題に取り組む体制を確立することが改革先進議会三重県議会であります。

この議論を第三者機関に委ねるといふご意見もございますが、自分たちのことであるからこそ、自分たちで決めなければならない、私はそのように思います。

一事不再議の話もございますが、今日こうして討論、採決を迎えているということは既に議会運営委員会でその議論が済んでおるといふ意味でございます、その議論がまだ済んでいなかったら、本日討論、採決に至っていないということになりますので、一事不再議には当たる議論は過去のものであると思っております。

以上のような理由から議提議案第 7 号三重県議会の定数を 45 にすることに賛成いたします。どうか議員各位の勇気ある決断をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○山内道明議員

公明党・四日市市選出の山内道明です。議提議案第 7 号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私のほうからは、議論が深まっていない、説明されていない、納得できないと県民の皆さんが感じている以下 5 点について討論させていただきます。

まず 1 点目、3 月 22 日以降、今日まで我々議員は議員定数を 45 から 51 へ増やしたこと、また増やすことに至った経緯に対する説明責任を果たしてくる中で、県民の皆様から、どのような意見を受け、どのように答えてきているのでしょうか。そしてその結果、県民の皆さんの納得は得られているのでしょうか。

前回定数 51 への討論の中で、ある議員は冒頭自分の選挙区の住民からは全く意見をいただけていない。残念なことではありますが、このように発言されました。

しかしながら、いざ定数が51になってみると、どうでしょう。周囲の反応は一変しました。北勢地域からも多くの声が上がってまいりました。私も市内の方から山内、おまえはどっちなんだと、45か、それはよかった。もし51だったら、このようなやりとりはここにいる議員全員が何度も経験をしてきているはずです。そのとき、51へ賛成した議員の皆さんはどのように答えているのでしょうか。その答えは真に県民に寄り添ったものになっているのでしょうか。

今回、私が討論するに当たって、様々な方面から声が寄せられました。中でも、51に賛成したある議員は議員定数に対する質問を受け、手続は合法である、決して違法ではないとの趣旨の内容の説明をしたそうです。県民はそういうことを聞いているのでしょうか。ずれていませんか。

またある議員は、地元で議員定数の話題になることを避けている、逃げ腰であるとの専らの評判、あるとき地元行事において周囲から定数に関する意見を問われると、自分は51には賛成していないと言ったそうです。お察しのとおり、残念ながら前回退席をした議員の一人のようです。まだ最近の話です。

さらに、ある議員は自分はどちらかというとは本当は。しかし、組合の意向には逆らえないと、耳を疑うような説明をしたとお聞きしました。

県民よりも組合が優先ということでしょうか。誰のための県議会でしょうか。これが私に届けられた実態の一部です。

2点目、なぜ一度も選挙をせずに自分たちで決めたルールを覆すのか。これが最も多く、また大きな声を頂戴しているところです。

51に賛成した議員に対してこの話題に触れると決まって一度減らしてしまったら、もとに戻すことは難しい、それは一体何を根拠にされているのでしょうか。具体的な議論から逃げていると捉えられても仕方がありません。

一昨日、名張市議会からも暴挙であり、許しがたいとの大変厳しい批判がありました。県民は強く訴えています。納得できないと。県民の声を恐れよ、こう申し上げたいのであります。

ここで改めて一つ確認です。前回採決の際、わずか一人の僅差でありました。つまり今回、誰か一人の判断が変わることで、結果が変わるといふこの事実です。県民の注目、県民の声を聞いて英断できるその一人は誰なのか、こういう感覚です。

赤信号、みんなで渡れば、この構造とは全く違うことを理解すべきです。議員一人ひとりが県民の代表です。誰に寄り添っていくべきなのか、県民の代表たり得る議員は誰なのか、その一人を県民は鋭く見えています。

3点目、前回、無投票の地域でなぜ議員数を増やすのか、そもそも選挙をしない構造にすることが目的なのかと。中には、次回の選挙では定数が減る事から立候補を断念してしまっている人もいないのではないかと、こんな指摘もいただいております。

それが1年前になって急に定数を増やすと言われても準備が間に合わない、もしくはその志を捨て、やむなく別の道を選択されている方もいないとは限りません。

そうなるとう候補の権利、その平等性に大きく影響を及ぼしたということになるのではないのでしょうか。次回の選挙でも仮に無投票ということになったら、県民はどのように感じるのでしょうか。

4点目、そもそもなぜ51なのか。一票の格差という数的根拠に基づいて決定された定数45です。

ところが、この51に対する妥当性をどなたも数的根拠をもって説明しようとされません。とりあえず、もとに戻すという安易な議席数と捉えられてもいたし方ありません。

以上は、県民の皆さんからの声を中心とさせていただきましたが、最後5点目は公明党として、また私個人としての思いであります。

今回の定数増を支持する方は、いわば約5億円弱の予算を投入して議員を6名増やすという事業を立ち上げたと捉えるべきです。

にもかかわらず、議員の数を増やすことでどう変わるのか、具体的な形が議論されていない、見えてこない。現状の51へ戻すということであれば、南部地域も現状のままでもよいという考え方になってしまいますが、それでよいのでしょうか。

平成26年の議決の際、附帯事項として、議員自身が質の向上を図り県民の多様な民意を的確に反映できるよう研鑽し、県民の負託にこえていく必要があるとされ、ここに活路を見出そうとしています。

我々公明党はこの附帯事項に基づき、取り組んでまいりました。今井県議も私も県南部に定期的に直接足を運んでおります。

この夏も多くの方と意見交換をさせていただきました。大台町では自治会副会長や自伐林家の御主人、さらには子育て中や介護経験者の方などから、具体的な地域のため池や空き家に対する防災対策について、みえ森林・林業アカデミーに対する期待、障がい児デイサービス等の福祉施設の不足状況について、さらには要介護高齢者が抱える課題など様々な御意見、要望をいただきました。

また、43年前の三重国体において、宮川でのボート競技を受け入れた当時の役場担当者の方は、2021年の三重とこわか国体・三重とこわか大会において、46年の時を経て同会場でボート競技が開催されることに、この上ない喜びを感じているとのお話もお聞かせいただきました。

また先月は、今井議員を中心に地元志摩市、伊勢市、鳥羽市、明和町等の県内の市議、町議とともに志摩市役所を訪れ、地元地域の皆様の諸課題について声をお聞かせいただいたところ、大変に歓迎をいただきました。

公明党は県市町のネットワークを活用して、定期的に県内の諸課題にも取り組んでいます。

広く社会に目を向けてみますと、少子化や高齢化など大きな課題を抱えています。

しかしながら、あらゆる団体、企業が、多種多様な課題を乗り越えようと必死に努力をしています。

三重県も例外ではなく、集中取組において総人件費の抑制を図るため、徹底した業務

の廃止、見直し等を行いながら、職員数の削減に取り組んでいるところです。

我々議員も定数削減に右往左往するのではなく、努力を重ね、例えば常任委員会や特別委員会などにおいて、そのあり方についても創意工夫をすることが求められているのではないのでしょうか。我々県議会がその機能の信頼性を自ら損ねてはならないと思います。

誰一人置き去りにしない。これは 2030 年に向けて国連が推進している SDGs の根本理念です。議員数が減ったからといって、置き去りになることはありません、してはなりません。オール三重であります。

議員の数が問題なのではありません。一人立つ議員がいれば変えられる。問われるべきは議員の資質であります。我々議員の不断の努力による資質向上への挑戦、やればできる、そう確信をしています。

最後に今回の議員定数の問題は、三重県議会が一回り大きく飛躍できるチャンスであると強く訴え、賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し(中間案)」
に対する意見募集の結果について

1 意見募集期間

平成26年1月14日(火) から平成26年2月13日(木)

2 意見募集の結果

(1) 意見提出者数 382人

(2) 市町別意見数

市町名	人数
鳥羽市	194
松阪市	43
津市	23
伊勢市	22
伊賀市	11
志摩市	9
鈴鹿市	8
熊野市	8
多気町	8
御浜町	8
玉城町	5
四日市市	4
名張市	4
大台町	4
桑名市	3
東員町	3
明和町	3
紀北町	3
紀宝町	3
いなべ市	2
菰野町	2
朝日町	2
度会町	2
尾鷲市	1
大紀町	1
県外	1
不明	5

※ご意見なし(亀山市、木曾岬町、川越町、南伊勢町)

パブリックコメント意見集約表

番号	項目	意見(※要約)	件数
1	定数削減	一票の格差を是正するために必要ではあるが、定数削減が県南部地域に偏りすぎており、南部地域に住む県民の県政への意見反映の点からも問題がある。	81
2	定数削減	中山間地域を含む県南部地域は過疎、高齢化、鳥獣被害等をはじめ課題が山積しており、県南部地域よりもむしろ県北部地域から定数削減を行うべき。	6
3	定数削減	中間案の定数削減(6人)数ではなくもっと定数削減(7人以上)を実施するべき。	18
4	定数削減 合区	鳥羽市選挙区と志摩市選挙区の合区及び定数削減には反対する。 (1)鳥羽市は有人離島があり現在約4,000人が生活している。公共交通機関は市の定期船だけで日常生活の困難さは県内市町とは比較できない。 (2)鳥羽市は、産業、教育、福祉などの分野においても特別な地域であり、市の状況を理解し県政へ伝えるためには鳥羽市選挙区の維持と議員定数1人は最低の条件 (3)鳥羽市選挙区と志摩市選挙区を合区し定数減をすれば、人口比率の少ない鳥羽市から議員が選出できなくなる	183
5	一人区	県南部地域において定数削減により1人区が4選挙区設置されることになるが、多様な県民の意見をより適切に県議会に反映できるようにするためには、選挙でのいわゆる「死票」を極力減らすべきであり、合区も含めて再検討すべき。	92
6	定数配分	単なる議員1人当たりの人口割で定数を算定するにこだわるのではなく、選挙区面積(地域面積)など地域事情も考慮して定数配分を検討すべき。	39
7	定数配分	議員の定数削減ありきではなく、基準となっている都市部の選挙区(亀山市、鈴鹿市選挙区)の定数を増やす選択肢も議論すべき。	19
8	検討時期	定数削減や選挙区の見直しは次々回選挙であるならば、次回改選時に当選した新しい議員の意見を反映するとともに、平成27年に実施される国勢調査の人口動態も考慮して再検討すべき。	42
9	改正時期	定数削減は次々回選挙において実施するのではなく、次回選挙(平成27年改選)から適用し早期に実施すべき。	41
10	意見聴取	議員定数や選挙区の見直しにあっては、第三者機関の設置や公聴会、参考人あるいは見直し対象区の地元の意見を直接聞くべきである。	19
11	報酬削減等	定数削減(現行定数は維持)よりも、議員報酬や政務調査費の削減を図るべき。	10
12	その他	・定数削減をして欲しい ・意見なし	9
合計			559

※一つのご意見を複数の項目に分類・整理しているものがありますので、合計件数は意見提出者数とは一致しません。

「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対する意見募集 結果概要

意見募集回答結果

実施期間：平成29年9月22日（金）～10月20日（金）

回答数：2290

結果概要：以下のとおり。

Q1 平成31年4月の県議会議員選挙は、現行条例（定数45人）で実施すべきと思われますか？

A はい 255

B いいえ 1977

（Bのうち、「総定数が多い」を理由に選択した回答 26）

Q2 Q1で「B いいえ」を選ばれた理由をえらんでください。（複数選択可）

A 総定数が多い 26

B 総定数が少ない 314

C 合区が行われている 241

D 一人区が増えている 960

E 南部地域の定数減が多い 1775

※ 回答数には、Q1で答えを選択せず、自由記述のみ記載のあった回答等が含まれる。

また、匿名もしくは氏名が未記入であった回答については、Q1及びQ2の集計からは除外した。

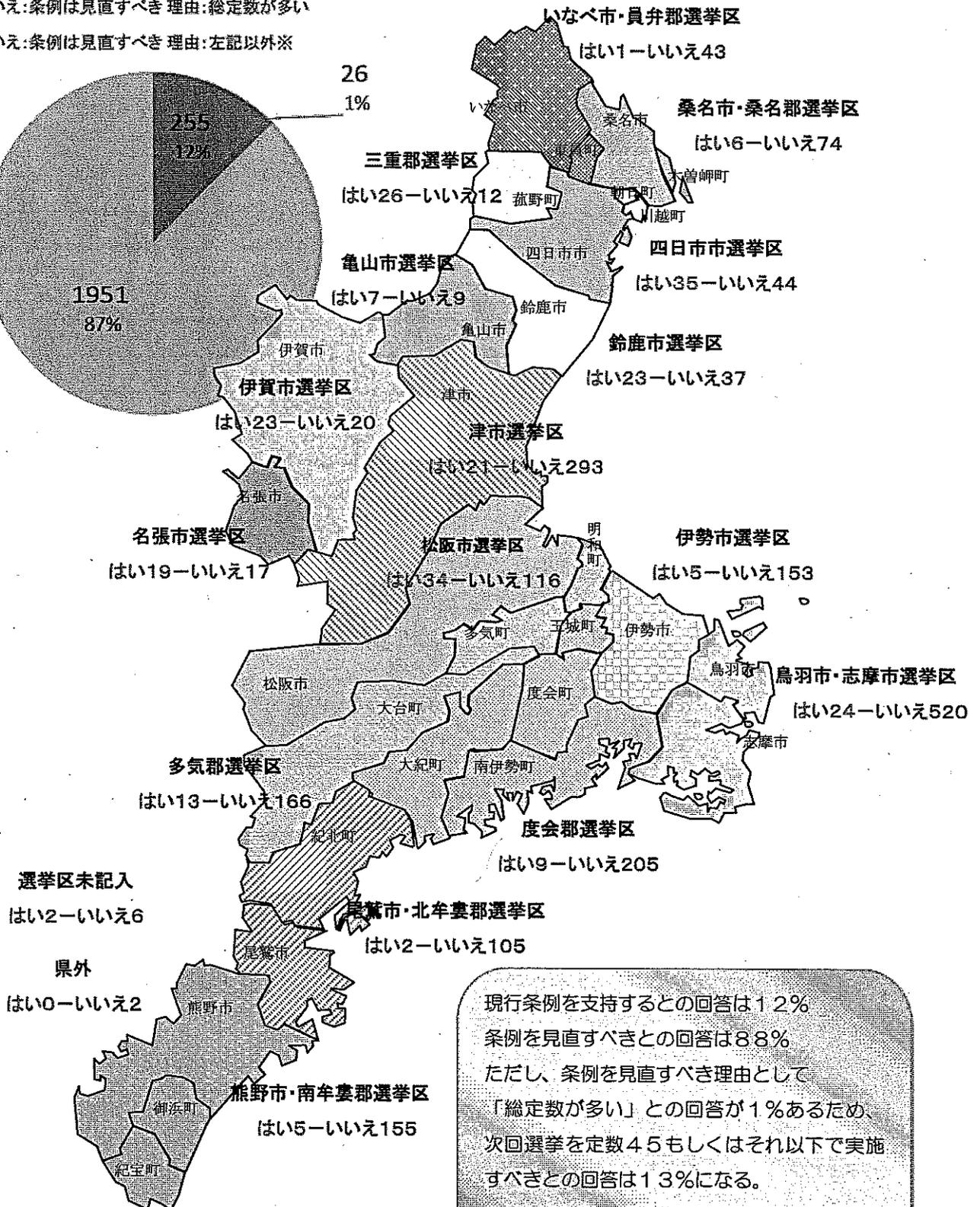
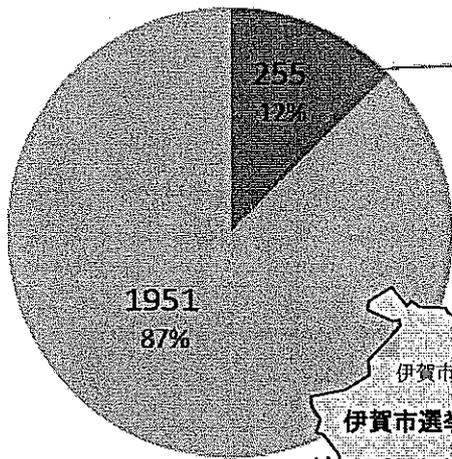
三重県議会議員の選挙区と定数 意見募集回答結果

Q 次回県議会議員選挙を現行条例（定数 45 人）で実施すべきか？

■はい：現行条例を支持

■いいえ：条例は見直すべき 理由：総定数が多い

■いいえ：条例は見直すべき 理由：左記以外※



現行条例を支持するとの回答は12%
 条例を見直すべきとの回答は88%
 ただし、条例を見直すべき理由として
 「総定数が多い」との回答が1%あるため、
 次回選挙を定数45もしくはそれ以下で実施
 すべきとの回答は13%になる。
 ※「総定数が多い」と回答した方の中には、見直し理由と
 して、他の項目も複数選択した方もいます。

Q 次回県議会議員選挙を現行条例（定数 45 人）で実施すべきか？

選挙区別の回答状況

選挙区	総回答数	はい、現行条例を支持	いいえ、条例は見直すべき	
			理由：総定数が多い	理由：左記以外※
津市	314	21	2	291
四日市市	79	35	1	43
伊勢市	158	5	2	151
松阪市	150	34	2	114
桑名市・桑名郡	80	6	3	71
鈴鹿市	60	23	2	35
名張市	36	19	1	16
尾鷲市・北牟婁郡	107	2	4	101
亀山市	16	7		9
鳥羽市・志摩市	544	24	1	519
熊野市・南牟婁郡	160	5		155
いなべ市・員弁郡	44	1		43
伊賀市	43	23	1	19
三重郡	38	26		12
多気郡	179	13	5	161
度会郡	214	9	2	203
県外	2	0		2
未記入	8	2		6
合計	2232	255	26	1951

定数 4・5 人もしくはそれ以下の定数を支持する回答は
281（255+26）で全体の 1.3%

選挙区	はい、現行条例を支持	いいえ、条例は見直すべき	
		理由：総定数が多い	理由：左記以外※
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区	195	12	653
現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区	58	14	1290
その他（県外・未記入）	2	0	8
合計	255	26	1951

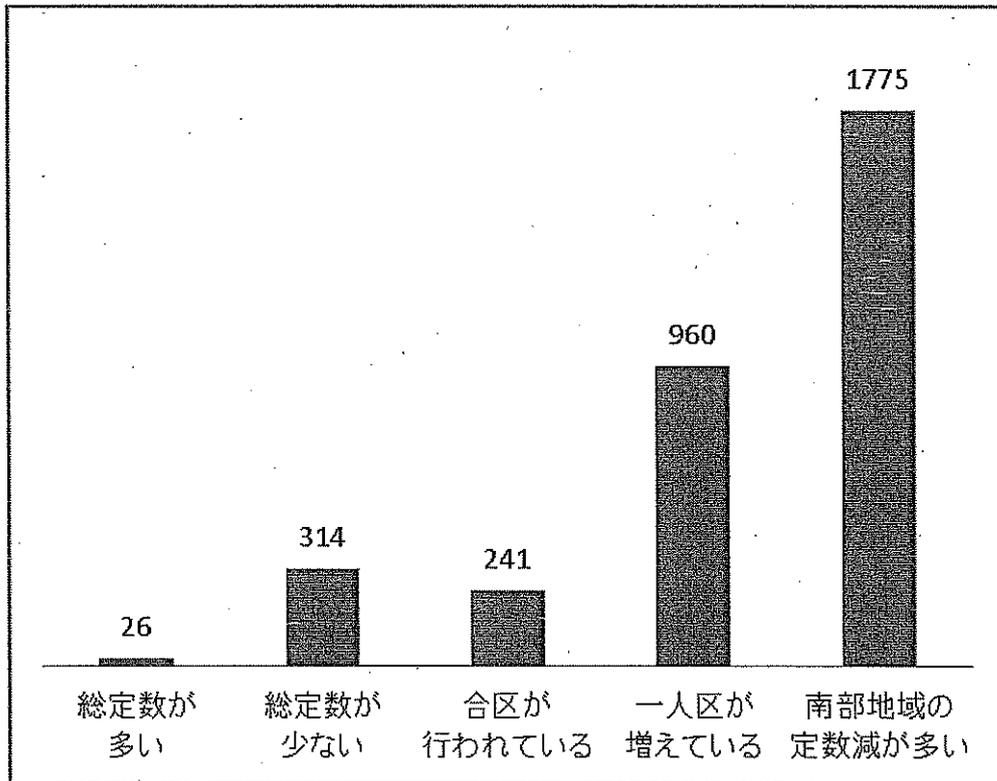
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区

津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市選挙区、桑名市・桑名郡選挙区、鈴鹿市選挙区、名張市選挙区、亀山市選挙区、いなべ市・員弁郡選挙区、伊賀市選挙区、三重郡選挙区

現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区

伊勢市選挙区、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、鳥羽市・志摩市選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区

Q 現行条例（定数 45 人）を否定する理由は何か？



選挙区別内訳

選挙区	A 総定数が多い	B 総定数が少ない	C 合区が行われている	D 一人区が増えている	E 南部地域の定数減が多い
津市	2	16	4	222	244
四日市市	1	3	1	31	40
伊勢市	2	20	18	53	147
松阪市	2	28	3	50	98
桑名市・桑名郡	3	3	1	62	71
鈴鹿市	2	4	0	27	33
名張市	1	0	1	13	14
尾鷲市・北牟婁郡	4	1	2	59	93
亀山市	0	1	0	7	5
鳥羽市・志摩市	1	129	200	55	468
熊野市・南牟婁郡	0	4	0	130	149
いなべ市・員弁郡	0	1	2	39	38
伊賀市	1	1	1	14	23
三重郡	0	0	0	11	13
多気郡	5	34	1	121	136
度会郡	2	69	7	62	196
県外	0	0	0	0	2
選挙区未記入	0	0	0	4	5
合計	26	314	241	960	1775

Q 定数・選挙区など県議会議員選挙のあり方についての自由記述(意見募集)

分類	項目	回答数	意見(抄)
1	現行条例で実施すべき	101	<ul style="list-style-type: none"> ・前特別委員会が長時間を要し検討した結果である現行条例を、一度も実施することなく改正するのでは、前の議論は何だったのかということになり、余りにも無責任ではないか。 ・議員定数等の見直しについては、少なくとも一度は現行条例での実施を経てから判断すべきことではないか。 ・背景、環境の変化があったことは理解しているが、現行条例での選挙が一度も行われていない中で定数議論は慎重に行われるべきである。
2	一票の格差を重視すべき	9	<ul style="list-style-type: none"> ・一票の格差と逆転現象区の是正は必要であり、議員定数の見直しを議論する場合は、人口比率を最優先にすべき。 ・一票の格差是正に伴う課題は、現行条例への改正時に全ての議員が県の課題であることを認識し、自覚と責任を持って対応していくと附帯事項に謳われており、現行条例での選挙実施に問題は無い。 ・一票の格差は小さくしなければいけないが、定数を減らすこと無く、格差を無くせないか。
3	南部の定数減に懸念がある	796	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策、人口減少、離島問題など三重県の重要課題は南部に集中している。議員定数の削減は南部地域を軽視し、政治格差を助長することになるのではないか。 ・地域から選出される議員は、地域の代弁者でもある。南部地域の発展のためには、地域の実態を知る議員が地域の声を県政に届ける必要がある。 ・機械的に人口比で南部地域の定数を削減する危険性もあるのではないか。広大な面積、住民一人ひとりの意見を汲み上げる時間と労力等も観点も必要ではないか。一票の格差を解消した結果、県政に住民の声が反映されにくく状況が作られるのなら、それは本末転倒ではないか。
4	一人区が多くなることに懸念がある	247	<ul style="list-style-type: none"> ・地域面積への考慮も必要ではないか。今回一人区となる選挙区は広大で、一人の議員だけで選挙区内の住民の声を丁寧に関き、地域を活性化させたりすることは困難になるのではないか。 ・一人区では死に票が増え、意見の偏り、一方的な意見だけが反映される懸念が残る。住民が持つ多様な意見を反映し、活発な意見交換を促すには、複数の議員が必要だと考える。

Q 定数・選挙区など県議会議員選挙のあり方についての自由記述(意見募集)

分類	項目	回答数	意見(抄)
5	議員定数の更なる削減が必要	35	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少の傾向や年々一票の格差が拡大している状況を考慮すると、議員総数の更なる減、更なる各区の検討も必要である。定数を増やす案が出されるのが、理解できない。議員定数が削減できない理由は、聞いても仕方がない。
6	経費削減を考慮すべき	50	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数や選挙区の減少の議論の前に、議員報酬や政務活動費などの歳費の見直しや県議会の各種取組の周知・啓発することが先ではないか。 議員定数の削減ではなく、一人あたりの歳費を削減し、支出の総枠を変えないということも一つの選択肢ではないか。
7	議員定数を増やすべき	18	<ul style="list-style-type: none"> 県議会議員の定数減は、三重県、特に南部地域の活性化を妨げになる。多様な意見を反映させるためにも、現状の51名の定数を確保すべき。 現行条例は定数減が大きいが、51に定数を戻すことは無理でも、前正副委員長がまとめた定数49案くらいがいいのではないか。
8	議員の資質向上を促したい	54	<ul style="list-style-type: none"> 定数や選挙区をアンケートで決めようとする手法は、議員の判断能力を疑わざるを得ない。議決に伴う責任をなぜ議員自らが軽くしようとするのか。現状で議会基本条例を遵守していると言えるのか。 県議会議員には、三重県全体の活力を高めるため、全県的視野で物事を進めてもらいたい。
9	選挙制度に対する提案	176	<ul style="list-style-type: none"> 選挙区及び定数等に関しては、第三者機関等により検討を深め、管申を受ける手法が適当ではなかったか。 三重県全体を見渡し、必要な所に思い切った政策を実施するためには一人区では不安がある。4名区→3名、7名区→5名など定数の多い選挙区の減員し、1人区の解消を図ってはどうか。

Q 定数・選挙区など県議会議員選挙のあり方についての自由記述(意見募集)

分類	項目	回答数	意見(抄)
10	政策面での期待	5	・様々な県の施策が、県民にとってどのような効果を生むのかの視点で議論を深めてもらいたい。
11	その他(選挙区特別委員会の議論に対して等)	52	・前回、自治体の首長や議長の声を聞いたのは何だったのか？
12	無回答	1045	

「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し」に対するeモニター 結果概要

eモニター回答結果

実施期間：平成29年9月22日（金）～10月10日（火）

回答数：786

結果概要：以下のとおり。

Q1 平成31年4月の県議会議員選挙は、現行条例（定数45人）で実施すべきと思われますか？

A はい 452

B いいえ 334

（Bのうち、「総定数が多い」を理由に選択した回答 256）

Q2 Q1で「B いいえ」を選ばれた理由をえらんでください。（複数選択可）

A 総定数が多い 256

B 総定数が少ない 13

C 合区が行われている 19

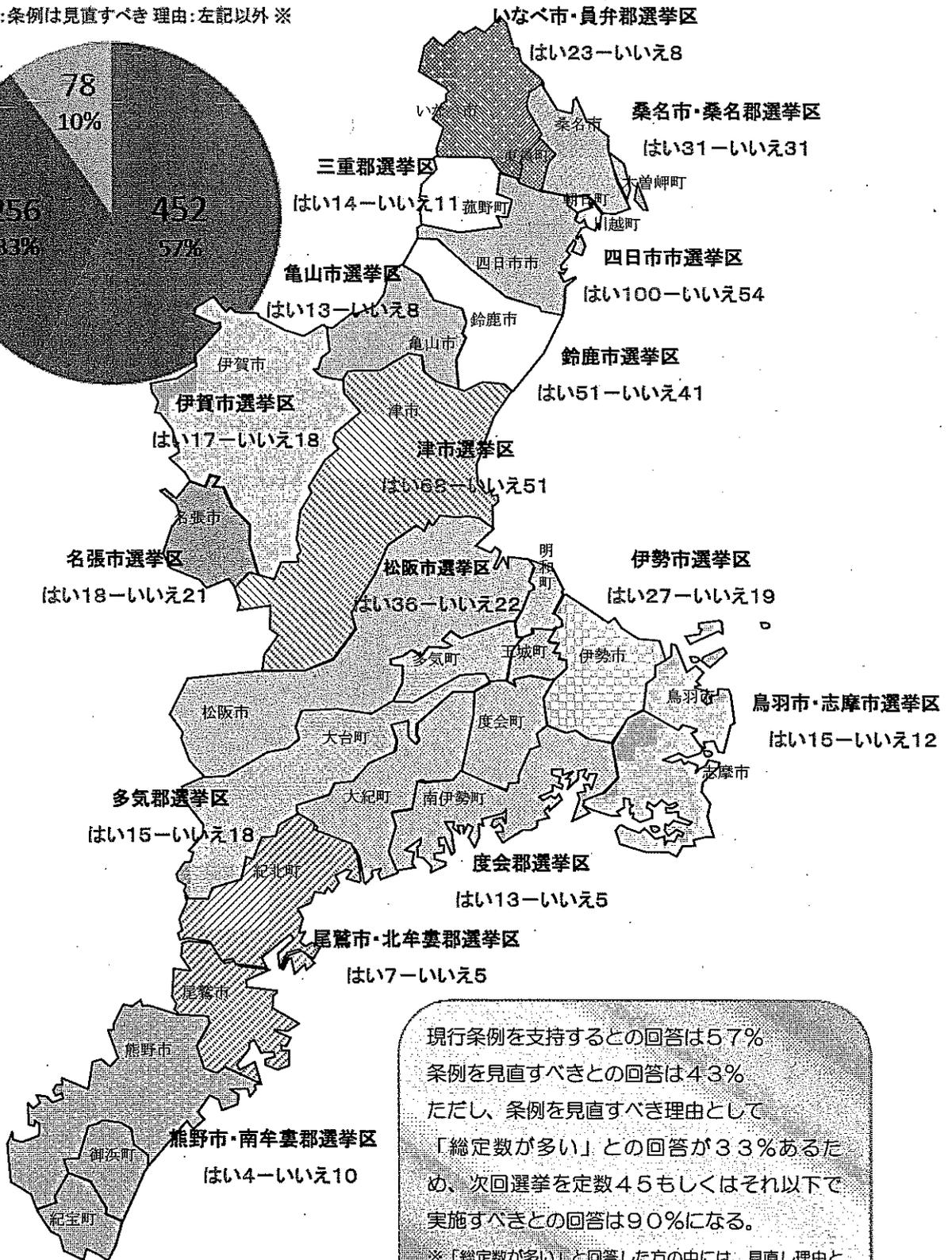
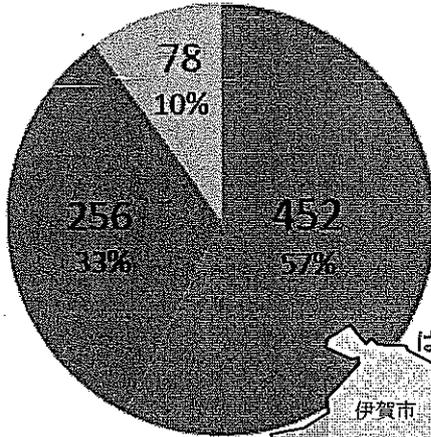
D 一人区が増えている 47

E 南部地域の定数減が多い 46

三重県議会議員の選挙区と定数 e モニター回答結果

Q 次回県議会議員選挙を現行条例（定数 45 人）で実施すべきか？

- はい：現行条例を支持
- いいえ：条例は見直すべき 理由：総定数が多い
- いいえ：条例は見直すべき 理由：左記以外 ※



現行条例を支持するとの回答は57%
 条例を見直すべきとの回答は43%
 ただし、条例を見直すべき理由として
 「総定数が多い」との回答が33%あるため、
 次回選挙を定数45もしくはそれ以下で
 実施すべきとの回答は90%になる。
 ※「総定数が多い」と回答した方の中には、
 見直し理由として、他の項目も複数選択した方もいます。

Q 次回県議会議員選挙を現行条例（定数 45 人）で実施すべきか？

選挙区別の回答状況

選挙区	総回答数	はい 現行条例を支持	いいえ 条例は見直すべき	
			理由: 総定数が多い	理由: 左記以外 ※
津市	119	68	39	12
四日市市	154	100	43	11
伊勢市	46	27	12	7
松阪市	58	36	18	4
桑名市・桑名郡	62	31	26	5
鈴鹿市	92	51	35	6
名張市	39	18	18	3
尾鷲市・北牟婁郡	12	7	4	1
亀山市	21	13	6	2
鳥羽市・志摩市	27	15	5	7
熊野市・南牟婁郡	14	4	5	5
いなべ市・員弁郡	31	23	7	1
伊賀市	35	17	13	5
三重郡	25	14	10	1
多気郡	33	15	13	5
度会郡	18	13	2	3
合計	786	452	256	78

定数45人もしくはそれ以下の定数を支持する回答は
708 (452+256) で全体の90%

選挙区	はい 現行条例を支持	いいえ 条例は見直すべき	
		理由: 総定数が多い	理由: 左記以外 ※
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区	371	215	50
現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区	81	41	28
合計	452	256	78

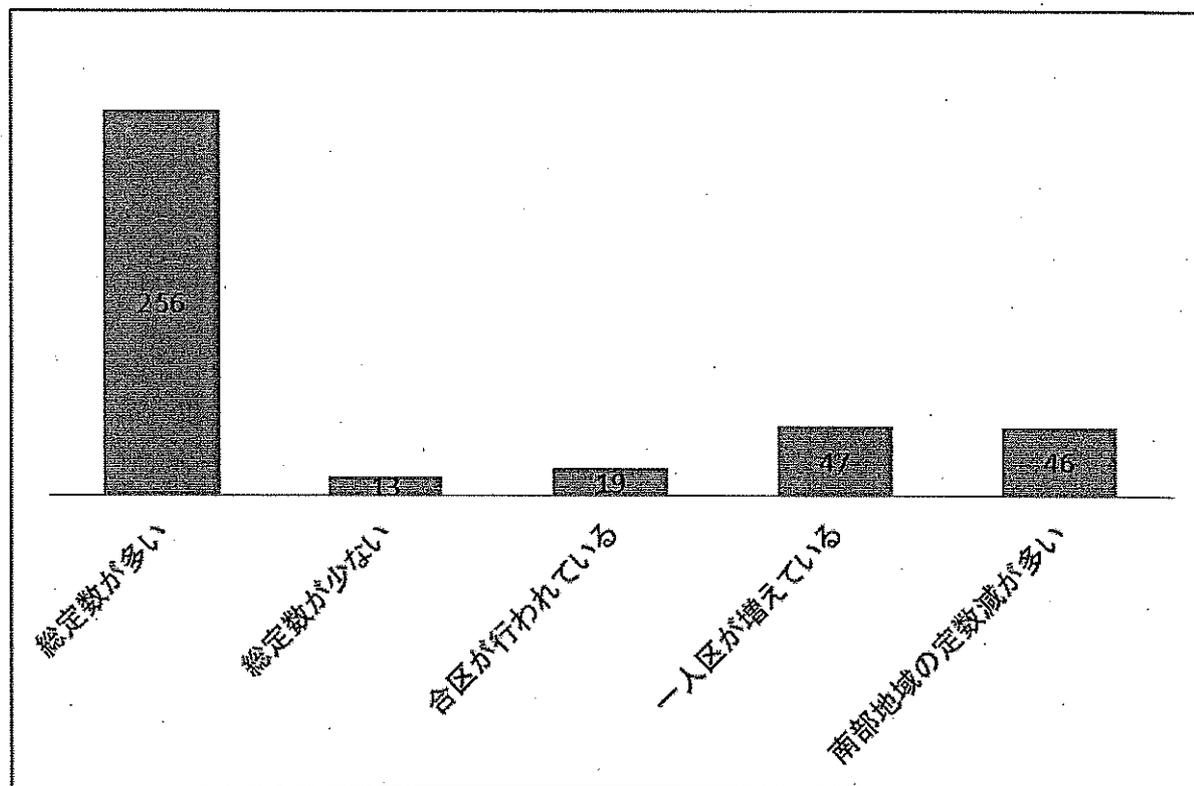
現行条例改正時に定数等に変更のなかった選挙区

津市選挙区、四日市市選挙区、松阪市選挙区、桑名市・桑名郡選挙区、鈴鹿市選挙区、名張市選挙区、亀山市選挙区、いなべ市・員弁郡選挙区、伊賀市選挙区、三重郡選挙区

現行条例改正時に定数等に変更が生じた選挙区

伊勢市選挙区、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、鳥羽市・志摩市選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区

Q 現行条例（定数 45 人）を否定する理由は何か？



選挙区別内訳

選挙区	A 総定数が 多い	B 総定数が 少ない	C 合区が 行われている	D 一人区が 増えている	E 南部地域の 定数減が多い
津市	39	1	1	10	8
四日市市	43	1	2	10	5
伊勢市	12	2	2	3	4
松阪市	18	1	2	2	3
桑名市・桑名郡	26	2	2	3	2
鈴鹿市	35	1	3	3	3
名張市	18		1	2	1
尾鷲市・北牟婁郡	4				1
亀山市	6			1	1
鳥羽市・志摩市	5	1	2	3	4
熊野市・南牟婁郡	5		1	2	6
いなべ市・員弁郡	7		1	1	1
伊賀市	13	2	1	2	1
三重郡	10			2	1
多気郡	13	1	1	1	2
度会郡	2	1		2	3
合計	256	13	19	47	46

Q 定数・選挙区など県議会議員選挙のあり方についての自由記述(eモニター)

分類	項目	回答数	意見(抄)
1	現行条例で実施すべき	28	<ul style="list-style-type: none"> ・議決された事項を正当な理由もなく履行しないと云う事実を作るべきでない。 ・現行条例への改正により、一票の格差是正の目的は果たされており、それに基づき選挙を実施すべき。選挙を経ないままの条例改正では、前回の議論が無駄になる。 ・一度も選挙をしないまま定数を変えるのは県民の納得が得られない。
2	一票の格差を重視すべき	19	<ul style="list-style-type: none"> ・投票の平等性を考えれば、1票の価値は限りなく1に近づけるべきである。 ・現行条例は1票の格差を少なくするために議論され、見直されたものであり、現行条例での実施を支持する。
3	南部の定数減に懸念がある	26	<ul style="list-style-type: none"> ・人口が少ない地域の意見が通りにくくなり、偏ったものになる懸念がある。結果として、三重県の県としての力を削ぐことにならないか。 ・南部地域は直面する人口減少などの課題に対処せねばならず、南部地域こそ議員定数を増やし、打開策を見つけ出さなくてはならないのではないか。
4	一人区が多くなることに懸念がある	13	<ul style="list-style-type: none"> ・一人区では選挙区が広くなり、結果として地域のことを熱心に見なくなるのではという懸念がある。 ・一人区では地域の声がかちんと届くかの不安がある。また、一人がその選挙区の意見を代表し得るのかについて疑問である。 ・一人区では死に票が多くなる。

Q 定数・選挙区など県議会議員選挙のあり方についての自由記述(eモニター)

分類	項目	回答数	意見(抄)
5	議員定数の更なる削減が必要	51	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の生活環境の変化やこれからの人口減少等の要素を考慮すれば、県議会議員の定数は削減する方向での検討が不可避ではないか。
6	経費削減を考慮すべき	9	<ul style="list-style-type: none"> ・定数削減より議員経費の削減を考慮してもらいたい。 ・議員数の削減は必要なく、議員報酬を下げるなどし、人件費の総額費用は維持したままで、議員定数を増やせばよいのではないか。
7	議員定数を増やすべき	4	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域の議員定数を増やすべき。これから産業等を発展させなければならぬのは南部地域であり、その議論には南部地域の議員が携わるべきである。
8	議員の資質向上を促したい	20	<ul style="list-style-type: none"> ・定数や選挙区の議論よりも、議員一人ひとりが県民の為に仕事をしているのかを、誰でもが判断できる仕組みを考慮してもらいたい。 ・地域に根ざした意見を汲み取ってくれる議員を切望する。
9	選挙制度に対する提案	46	<ul style="list-style-type: none"> ・人口だけで議員定数の議論を進めるのではなく、面積や地理的条件、地域の成り立ち等も考慮すべきではないか。

Q 定数・選挙区など県議会議員選挙のあり方についての自由記述(eモニター)

分類	項目	回答数	意見(抄)
10	政策面での期待	3	<ul style="list-style-type: none"> ・老若男女が暮らしやすい三重を作っていただきたい。特に、子育て世代や高齢者に比して社会との接点を持ちがたい壮年者の引きこもり問題について、どうにかしてもらいたい。 ・一般市民が住みたくないなあと思う街づくりを考慮してもらいたい。
11	分からない等	74	<ul style="list-style-type: none"> ・正直適切な定数は分からない。 ・県議会には特別関心がない。
12	無回答	526	